

摂津市議会

文教常任委員会記録

平成27年3月12日

摂津市議会

目 次

文教常任委員会

3月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査	2
質疑（大澤千恵子委員、南野直司委員）	
議案第18号、議案第19号の審査	34
質疑（嶋野浩一郎委員）	
議案第34号の審査	35
質疑（南野直司委員）	
議案第24号、議案第33号、議案第38号の審査	35
補足説明（次世代育成部長）	
質疑（嶋野浩一郎委員、東久美子委員）	
議案第28号、議案第35号の審査	40
補足説明（次世代育成部長）	
採決	40
所管事項に関する事務調査について	41
閉会の宣告	43

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成27年3月12日(木) 午前9時58分 開会
午後2時32分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 安藤 薫 副委員長 大澤千恵子 委員 東 久美子
委員 南野直司 委員 嶋野浩一朗

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 箸尾谷知也
教育総務部長 山本和憲 総務課長 溝口哲也 子育て支援課長 木下伸記
次世代育成部長 登阪 弘 同部次長兼教育センター所長 若狭孝太郎
同部参事兼こども教育課長 小林寿弘
学校教育課長 荒木智雄 同課参事 野本憲宏 教育支援課長 撰田裕美
生涯学習部長 宮部善隆 生涯学習課長 柳瀬哲宏 同課長代理 伊部貴雄
文化スポーツ課長 辻 稔秀

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 川本勝也 同局書記 長澤佳子

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成27年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成26年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分
議案第18号 指定管理者指定の件(摂津市立第1児童センター)
議案第19号 指定管理者指定の件(摂津市立児童発達支援センター)
議案第34号 摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件
議案第24号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例制定の件
議案第33号 摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例の一部を改正する条例制定の件
議案第38号 摂津市保育所における保育に関する条例を廃止する条例制定の件
議案第28号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第35号 摂津市保育所条例の一部を改正する条例制定の件
所管事項に関する事務調査について

(午前9時58分 開会)

○安藤薫委員長 おはようございます。
ただいまから、文教常任委員会を開会
します。

本日の委員会記録署名委員は、東委員
を指名いたします。

先日に引き続いて、議案第1号所管分
及び議案第9号所管分の審査を行います。

質疑に入る前に、先日の嶋野委員の質
問に対する答弁で、少し補足答弁を求め
られておりますので、答弁を認めます。

若狭次長。

○若狭次世代育成部次長 嶋野委員のお
問いの中に、小学校1、2年生の国語科
において伝統的な言語文化と国語の特質
に関する事項の中で、現行の学習指導に
変わったときに伝統的な言語文化に関す
る事項が加わった一つの例として、神話
ということでご質問がありましたが、そ
の答弁で神話の取り扱い等の個別の教員
の研修会は行っていないと、今後研究し
たいということでした。ただ、説明会は
行ってきております。といいますのは、
毎年大阪府全体で、それからその後三島
地区で小学校の教育課程の教員対象の説
明会を行ってございまして、そのときの教
科領域の指導上のポイントでありますと
か、そういった内容を文科省から各都道
府県教委、各都道府県教委から各市町村
教委に伝達講習等ございまして、その内
容を全ての小中学校対象に行っております
。ですから、現行の指導要領を改訂い
たしましたときに、その改訂の趣旨であ
りますとか、それから各教科領域の改訂
のポイント、これについては全て説明、
指導を行ってきておりますので、その点
だけ補足させていただきます。よろしく
お願いいたします。

○安藤薫委員長 嶋野委員、よろしいで
すか。

○嶋野浩一朗委員 はい。

○安藤薫委員長 それでは、質疑を続け
ます。

大澤委員。

○大澤千恵子委員 おはようございます。

先日、委員会の質問がございましたの
で、割愛できるところは割愛させていただ
いて、さらに質問するところはさらに
質問をとということで、まとめていきたく
と思います。

まず1点目でございますが、予算概要
に従いまして、進めさせていただきます。

まず50ページ、家庭児童相談室運営
事業についてでございます。こちらに関
しましては、平成16年に児童虐待防止
法と児童福祉法の改正が行われました。
通告先が児童相談所のみであったのが、
市町村も通告先に加わり、市町村と児童
相談所が2層で対応する仕組みに変わ
りました。この改正によりまして、虐待を
受けた児童に対する市町村の体制強化を
図るために、関係機関連携をとり対応を
行う。そして要保護児童対策地域協議会、
これは子どもを守る地域ネットワークと
言われておりますけれども、これが法定化
され、児童福祉法の改正法が成立し、強
化が行われていると思います。平成25
年度の事務評価報告書で、ネットワーク
としての機能を高めるために、体制を強
化する。平成25年度には計28回行わ
れておりますけれども、これについての
体制強化、平成26年度の報告をお願い
したいと思います。

それから、ことしの相談件数と、今後
社会福祉士が入っているということでご
ざいですが、この4月からの体制につ
いてお聞かせいただきたいと思います。

続いて、子育て支援短期利用事業につ
いてでございます。同じく50ページで
ございます。この子育て支援短期利用事

業でございますが、これが年々ふえているというような報告が全国的にされているんですけども、今の摂津市の現状と、今現在この施設での養育保護、こちらはどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、続きまして52ページ、民間保育所入所承諾事業でございます。こちらに関しましては、勤続5年以内の職員に提供する借り上げ宿舎、これが国が2分の1、市が4分の1、法人が4分の1と言われておりますけれども、これに関しまして、補助金の交付要綱、それから補助金の交付までの事務手続、このあたりはどのようになっているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

また、これは保育士の確保という点でございますので、この保育士の確保が今現状で各市内の保育園、どのような現状になっているのかもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

それから、続いて同じく52ページの、民間保育所施設整備補助事業でございます。これは保育対策総合支援事業の補助金ということで、小規模の施設整備に1,650万、現在府の歳入のほうから4,725万ということでございますけれども、この小規模保育所に対しての補助金を出すための待機児童の解消について、どのようにお考えになっているのか。そしてまた、この小規模保育所に対しての募集要項ができているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、続いて104ページの、教育相談事業についてでございます。先日も代表質問で、教育相談事業とケースワーカーについてのご質問をさせていただいたと思いますけれども、基本的にこの教育相談事業は、現在、不登校等の教育相談や心理治療に関する経費というふうに

書かれておりますが、現在、この摂津市内の不登校の現状をお聞かせいただきたいと思います。把握がどのぐらいできているのか、それからこの相談件数がどれぐらいあるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから6番目、106ページの学校部活動等助成事業についてでございます。先日、部活動について代表質問の中で教育長から答弁をいただきました。その中で、本来学校教育活動の一環として、学級や学年を離れて子どもたちが自発的、自主的、それから活動を組織、展開することを教員が指導するもの、部活動というものは。この、先日の答弁の中では、部活動に関して一部肉体的、精神的な荷重にもなっているんじゃないかというようなお話もございました。この部活動に関しての質問なんですけれども、これは教育再生実行会議の第一次提言におきまして、中学校における部活動のガイドラインというものを、各市町村でつくっていかなければならないというようなお話をなされていると思います。その中で、摂津市では中学校における部活動のガイドラインは作成されているのか、また今後作成しようと思っているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じくそのページの、学校・家庭連携支援事業でございます。これに関しましては、学校生活を充実させるために不安を抱く家庭を支援する。これも相談事業ということでございますけれども、実際この相談事業というのはどのような体制で行われているのか、またどれぐらいの相談件数があるのか、そしてどのような仕組みでつながっていくのか、連携がとれるのかということもお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じページのスクールソー

シャルワーカー等活用事業でございます。これも先日、私の代表質問の中でスクールソーシャルワーカーの活用について述べさせていただきましたが、今回スーパーバイザーを配置しということでございますが、スクールソーシャルワーカーとの連絡、例えばスクールソーシャルワーカーとカウンセラーが上げてきた事例をどのようにして検討し、そしてまたそれを共有するような、また検討するような組織がどういった形で行われるのか、これを配置した後の連携の部分をお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じく小学校用副読本作成事業でございます。小学校の社会科の副読本の作成がなされるということで、改訂ということをお聞きしております。この中に、表紙また裏表紙に同じ副読本を作成するのであれば、ここに人間基礎教育の部分の載せる、記載することはできないのかということをお考えなのかどうか、わからないですけどもお聞かせいただきたいと思います。

それから、続いて108ページ、いじめ問題防止対策推進事業についてでございます。市全体のいじめ問題への助言と緊急対応ということでございますが、いじめ問題対策委員会委員の方々がいらっしゃるといってございまして、このいじめ問題についてどのぐらいの案件が上がってきているのか、それからこれに対応するためにどのような連携をとられているのか、この委員会の中で話し合った、上げられた事例、話し合ったこと、こういったことがどのように学校側、もしくは保護者、子どもたちに反映されていくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、同ページで学校教育相談員配置事業というのが上げられております

けれども、これは初任者等の教職員の育成に学校教育相談員を配置という形になっておりますけれども、先生方のいわゆる相談窓口だというふうにとっておりますが、先生たちの相談はどれぐらいあるのか。そしてまた、この4月から今年度平成26年度、先生方が採用になって、離職率ですね。これをお聞かせいただけたらなというふうに思います。

また、その離職された原因について、いろいろあると思いますけれども、どういったことが主に離職率の原因になっているのかということもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

それから続いて、同ページの教職員人権問題研修事業でございます。人権教育研修に要する経費というふうに書かれておりますけれども、この人権問題の研修事業というのは、先生方が行かれているというふうにとっているんですが、例えば研修に行かれてどのようなことを学校に持って帰ってこられているのか。先日この人権問題について、今年度、学校の中で上靴が燃やされたという件がございました。そのときに、私、報告の中で申し上げましたのが、学校に例えばライターや火を持ってこない限りは、そういった学校での火事というか、そういう事件が起こらないのではないかというお話をさせていただいたときに、持ち物検査ができないと、学校で。これに関しては人権侵害だというような観点から、持ち物検査ができないんだというようなお話がございましたけれども、この人権教育の中ではそういった、例えば研修の中でそういったことが言われているのか、もしくはそういった観点ではなくて、どのような人権問題に対する研修が行われているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、中学校給食事業でございますが、予約システムに関しましては、後ほど、文教常任委員会で報告があるということでございます。間もなくこの中学校給食事業が始まります。先日も担当課にお伝えしたんですけども、保護者からの内容として、料金が書かれていないという不十分な点があった。必ず利用される保護者や子どもたちの観点から、この中学校給食事業に取り組んでいただきたいなというふうに思います。学校現場もこの給食が始まることで、いろんな意味で、非常に混乱する。それから子どもたちも、これになじむまでになかなか時間がかかるというようなことございますので、丁寧にやっていただきたいというふうに思っております。この中学校給食事業について、私は昨日、中学校に行ってきたんですけども、中学校の子どもに給食について楽しみかというふうに聞いたんです。配膳室の準備もできて、子どもたちはよくわかっておりまして、楽しみかどうかということを知ったら、あまり、別に給食は楽しみじゃないんだけど、でもお母さんが楽になるんだったらそれはいいかなというような意見が、実は子どもの中から出てきておりました。ああ、そういう観点もあるんだなというふうに私は感じさせていただきました。ただ、何度も言いますが、喫食率だけではないというふうに前回もご答弁いただきましたけれども、しかしながら喫食率を上げないと、やはりこの業者が撤退してしまうというような現状でもありますので、やっぱり努力と工夫をしていただきたいなというふうに思います。今、私たちに報告いただいている以外で、こういうことを考えているんだっていうことがありましたら、お聞かせいただきたいというふうに思います。新しい対応として、教育

委員会としてはこれに関してこう取り組んでいきたいんだというようなことがありましたら、お答えいただければと思います。

それから、続いて122ページ、地域学校連携活動支援事業でございます。これについて、地域と学校の連携を推進するための取組みということで、改めてお聞かせいただいていますか。済みません。

それから、続いてこども会育成事業、124ページでございます。先日、代表質問の中で自治会の加入率について、私、代表質問をさせていただきました。これは自治会と連携していることですが、こども会について、やはり年々こども会の加入率が減少しているという現状がございます。こども会についての市としてのお考え、担当課としてこども会育成事業について、今後スポーツ大会なども、もう私どもの地域ではスポーツ大会に参加していないという現状もございしますので、これを今後どのように考えておられているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、最後でございますが、文化財保護事業についてでございます。鳥飼小学校の横にあります教育研究所の跡地、これが保健福祉課に移管されたということで、今現在いろんな活動をされているんですけども、一部は文化財の保護のため。私、一般質問で多分、この教育研究所の跡地を開放してほしいということ、恐らく3度にわたってお話しさせていただいたと思っております。やっと、鳥飼小学校の跡地の教育研究所が開放され、一部は文化財の保護というふうになっておりまして、今も現在いろんなものがそこに集約されていると思っております。その当時おっしゃったのは、半分は市民のために公開

する。そして、たくさんの方にこの保護、文化財を見ていただくというようなお話がございました。今現在、それはどのような活動になっているのかっていうことをお聞かせいただきたいと思います。

以上15点、お願いします。

○安藤薫委員長 それでは、答弁を順次求めていきたいと思ひます。

木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、子育て支援課に係るご質問にご答弁申し上げます。

まず1点目、家庭児童相談室における関係機関との連携の取り組みについてのご質問でございます。要保護児童対策地域協議会という組織を設けまして、本市における児童虐待の防止の取り組みを進めてまいっております。代表者会議、それから実務担当者会議、事務局会議を設け、それぞれの階層におきまして取り組みを進めております。

体制強化ということでございますが、これまでは事務局会議を隔月実施しておりましたけれども、毎月実施ということで改めて連携に取り組んでおるところでございます。

また、実際に事案が発生した場合には、学校、幼稚園、保育所等のそれぞれの所属で気になる子どもさんの見守りをしていただく必要がございますため、今年度につきましては学校や保育所、幼稚園の若い職員さんを対象にいたしました見守りを中心とした、虐待についての研修を実施し、意識を高めてきたところでございます。

それから、相談の件数ということでございますけれども、家庭児童相談室に寄せられます通告件数でございますが、昨年度平成25年度は世帯数で言いますと68世帯ということになっておりました

けれども、今年度1月末時点では105世帯ということで、大きく伸びているところでございます。

なお、国の方針で、1世帯につきまして1件、報告が寄せられた場合につきましては、きょうだいも含めて対象児童以外も報告するようになりましてけれども、今申し上げた数字は世帯として見た場合の数字でございます。

それから、4月からの実施体制ということで、社会福祉士の増員に絡んでのご質問でございます。家庭児童相談室の機能といたしましては、大きく分けますと保護者からのご相談に応じる、いわゆる家庭児童相談の部分、それと虐待対応であったり、ご質問ありました要保護児童対策地域協議会の事務局機能であったりといった部分がございます。社会福祉士につきましては、このうち虐待対応でありますとか、連携の事務局機能、このあたりを中心に担ってもらうという形で考えておるところでございます。全体といたしましては、家庭児童相談室につきましては室長1名、それから正規職員の心理士が2名と、非常勤職員の心理士が2名おり、そして新たに雇用いたします非常勤職員の社会福祉士が1名という形で運営をしております。

次に、2点目、子育て支援短期利用事業につきましてのご質問でございます。いわゆるショートステイの事業となっております。保護者の方が育児疲れや出産、病気、また冠婚葬祭、出張など、一時的にお子様を養育できないような場合に、児童養護施設に依頼してお預かりをする、一時保護のサービスとなっております。現在、5施設と契約を行っております。年度当初は3施設ということになっておりましたけれども、乳児さんをお預かりしていただける施設がないといったこと

もございまして、年度途中で新たに機能を強化するために契約を行ってまいっております。件数につきましては、平成24年度が2名で10日間、平成25年度は利用実績なし、平成26年度は7名で、今までのところ延べ86日間のご利用をいただいているところでございます。

引き続きまして、14番になりますでしょうか、地域学校連携活動支援事業についてご答弁申し上げます。この事業につきましては、中学校区単位で活動をしていただいている地域教育協議会、いわゆるすこやかネットを支援する事業となっております。子どもを中心といたしまして、地域の子ども同士、大人と子ども、また大人同士が交流し合って、顔と名前が一致する人間関係を育むということを目指して、実施をしているものでございます。実行委員会を年2回、それから各地域でのさまざまな取り組みを実施していただいております。今年度におきましても、清掃活動や野外活動、見守り活動、また広報誌の発行など、それぞれ中学校区ごとで地域の特性を生かした取り組みをしていただいております。

以上、子育て支援課のご答弁とさせていただきます。

○安藤薫委員長 小林部参事。

○小林次世代育成部参事 それでは、子ども教育課にかかわります2点につきまして、ご答弁させていただきます。

まず1点目、保育士宿舎借上支援補助金でございますけれども、現在保育士の不足といったことから、民間保育所さんにおきましても保育士の人材確保が困難な状態がございます。この制度については、民間保育園さんが勤続5年以内の職員さんに、法人さんが借り上げ契約をされました、例えば賃貸マンションであったりアパートに保育士を入居させる場合、

その経費に対しまして一部を補助させていただくものでございます。このことによりまして、民間保育園さんの保育士の安定的な確保の体制整備が図ることができるほか、児童の受け入れ人数の増加であったり、保育の質の向上が図れるものではないかと考えております。具体的な補助金の募集の要項、中身につきましては、それぞれ民間保育園さんが定員設定をされておりますので、その定員に応じて補助する戸数を考えさせていただいております。現在考えておりますのが、定員89名以下であれば2部屋、90名以上159名以下では3部屋、160名以上であれば4部屋、こういった形で上限を決めさせていただいて、運用したいと思っております。補助の金額につきましても、補助上限額4万円の4分の3ということで、1か月3万円を補助する形で運用してまいりたいと考えております。事務的な手続につきましては、予算が可決されました後、民間保育園さんを対象に説明会を開催してまいりたいと思っております。その中では、補助金交付に向けて必要な書類をそろえていただくといったこと、また補助の対象となる戸数、対象の職員さん、こういったものもご説明させていただく中で、提出していただく書類も合わせてご説明させていただきたいと考えております。また、民間保育園さんの保育士の確保なんですけれども、それぞれ手法は違うかもわかりませんが、例えばハローワークのほうに求人募集をされるとか、新聞折り込みに広告を載せられる、また現在お仕事をされている保育士さんのつながりでご紹介をいただくとか、さまざまな手法を使って人材確保に努められているとお聞きしております。

次に、2点目の、民間保育所施設整備

補助事業の小規模保育の考え方、待機児童を含めた役割でございますが、現在、市のほうで子ども・子育て支援事業計画を策定しております。この中で、平成29年度までに待機児童の解消を目指すこととなっております。本市の計画におきましても、民間保育園さんの定員拡大、また分園の開設、こういったものに加えて、とりわけ待機児童の多い0歳から2歳児のお子さんを対象とした小規模保育事業を整備し、待機児童を解消していくといったことを考えております。平成27年度はそのようなことから、小規模保育所1か所整備していただく補助をするものでございます。ただし9月の議会で可決いただきました本市の家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準、これに合致したといえますか、適合した施設で運営をしていただくといったことが条件となります。こういったことを踏まえて、事業者を選定する募集要項を現在策定しているところでございます。

以上です。

○安藤薫委員長 荒木課長。

○荒木学校教育課長 学校教育課にかかわることにつきまして、私からは5点ご答弁申し上げます。

まず、学校・家庭連携支援事業なんですけれども、これは家庭教育相談員を5名配置しております。配置校は中学校区でバランスを一応とっておりますけれども、摂津小学校、鳥飼西小学校、三宅柳田小学校、味生小学校、鳥飼東小学校にそれぞれ週3日、家庭教育相談員を配置しております。家庭教育相談員は、まず不登校支援でございますとか、いろんな意味で支援が必要であるという児童でありますとか、その保護者でありますとかいろいろな指導を行ったり相談をしたりいたしております。

それから、担任や生活指導担当等いろいろな学校と連携をしながら行いますけれども、必ず小学校は週1回に生活指導に関する委員会を持っておりますので、家庭教育相談員も必ずそこに入っている不登校や生徒指導の学校としての組織対応、チーム対応の一員として位置づけて活躍しております。

相談件数につきましては、もうさまざまな保護者、子どもと接触しますので、特に件数としては上げておりません。それが1点でございます。

次、スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーにつきましては、まず来年度は市の人間2名と、それから府からの派遣1名の3名体制で行います。今年度は府からの、府によりますスーパーバイザーを市としてもお願いして、いろいろスクールソーシャルワーカーにアドバイスをさせていただきましたが、来年度はこの府の方をまずリーダー的な位置にするということが一点と、別途さらに見識のあるスーパーバイザーを月に1回程度ですけれども、呼んでいろいろ市のスクールソーシャルワーカーや府の人間に対してアドバイスをさせていただくというふうに考えております。来年度は、スクールソーシャルワーカーを集めた連絡会を今年度よりさらに密にとって、全中学校区いろんなケースをそれぞれ検討しながら話し合いながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、副読本につきましては、小学校3年生で配布する「わたしたちの摂津」という私たちのまちのことをよく知ろうという本でございます。摂津のことをよく知ろうということでございますので、その市のイメージのものでありますとか、それから市としてのメッセージを与えるような、そういう人間基礎教育的

なことも、今後検討してまいりたいというふうに思います。

それから、いじめにつきましては、今年度いじめ問題対策委員会は2回開催いたしました。いろいろ専門の方に集まっていたいただきまして、もし重篤な案件が起こったときには、いろんな調査活動も行っていただかなければならないんですけども、本年度はそのような重篤な案件はございませんでした。定例、定期的な会議を月2回行いました。今年度、現段階ではいじめは小学校で21件、中学校で13件、報告が上がっておりますけれども、全体的なこととして、いろんなアドバイス等もいただきました。まず、いじめのアンケートですね、9月その他学校によって異なりますけれども、アンケート調査もしておりますが、今年度発生したこの案件について、アンケート調査から発覚したという件数はございませんでした。アンケートのとり方ですか、時期ですか、そういうことについてもアドバイスをいただきましたし、事例の検討の中でも、事例についてはいろいろ件数等は報告しておりますけれども、その一つの事例としては、いじめが解消に至るまでの道筋に少し苦労するような問題につきまして、もっと事前に、重くなる前に事前にしっかり組織的な対応をとるにはどうしたらいいかとか、そういういじめの対応についてのいろんなアドバイスをいただきました。

ここで出されました意見につきましては、またまとめまして、生徒指導担当の研修や会議等は頻繁に行っておりますので、そこで報告させていただきまして、各学校の取り組みに生かしてまいりたいというふうに思います。

人権問題の研修につきましては、今年度も、

教育委員会主催ですと7回ほど行っております。主にテーマはユニバーサルデザインです。集団づくり、子ども理解やユニバーサルデザインの授業づくり、それから男女平等等、あるいは同和問題の研修、あるいは日本語指導ですね。外国のルーツであるというか外国籍ですね。日本語の習得が十分定着していない児童、生徒に関して、それに関するクラスでの支援ですとか、その子のフォローですとか、日本語指導の研修ですとかいうことを行っております。先ほどありました、持ち物検査がその人権問題に当たるかどうか、その辺のあたりはどちらかということと生徒指導分野での研修に当たると思いますので、またそういうことも検討し、あるいはこれはスクールロイヤー、弁護士さんですね。弁護士さんも研修の講師をしていただいたりしてはおりますけれども、そういうところでも相談したりということ、また検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○安藤薫委員長 撰田課長。

○撰田教育支援課長 教育支援課にかかわります質問についてご答弁申し上げます。

まず、1点目、教育相談事業にかかわる質問にお答えいたします。今年度の不登校の状況でございますが、12月末現在、20日以上欠席しています不登校の数は、小学校におきまして43名、中学校におきまして105名でございます。昨年度と比較しますと、小学校で少しふえておりますが、中学校のほうでは減少しているという状況でございます。数字には見えてこない中身と申しますか、内容ですけれども、改善しているケースも出てきておりますが、また新たに欠席、学校に行けないというようなケースが生

じておりまして、このような数字になっているところがございます。

不登校ということではっきりしております相談の件数に関しましては、教育センターで受け付けしておりますのが、1月末現在で150件、小学校配置のスクールカウンセラーが受け付けましたものが409件でございます。また、不登校というはっきりした原因ではなく、交友関係でありましたり、集団生活への適応など、さまざまな悩みに関する相談に関しましては、教育センターのほうで1月末現在で1,174件、各小学校のスクールカウンセラーが扱いました件数が2,877件というふうな状況でございます。

続きまして、学校教育相談員配置事業にかかわりますご質問にご答弁申し上げます。今年度新規採用者は28名、4月に配置されました。学校教育相談員の先生を中心に巡回指導を行いましたが、2月末現在で延べ691回の巡回指導を行っているところです。また、これ以外に研究授業、また各課題別の初任者等を集めた研修の折に、アドバイスをいたしましたり、今経験の浅い者が感じている悩みを直接その場で聞きまして、助言をするというようなことを行ってまいりました。

離職率でございますが、1名が自己都合で退職しておりますので、離職率にすると約3.6%ということでございます。理由に関しましては、子どもとの関係づくりがうまくいかなかったため、また授業については管理職の指導の下、複数体制で子どもの対応を支援してきたところでございますが、本人の今後続けていくという気持ちが継続できなかったということで、退職されたということでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 荒木課長。

○荒木学校教育課長 申しわけございません。8点目のスクールソーシャルワーカーのところで、答弁が漏れましたので、お願いいたします。スクールソーシャルワーカーが学校等の中でどのように連携していくか、スクールカウンセラーとどういうふうに連携していくかという部分なんですけれども、スクールソーシャルワーカーはいろいろ共有して学校で検討している抱えた課題につきまして、スクールソーシャルワーカーは3つの学校を主に1中学校区一人ですので、2中学校区担当しますと大体6校ぐらい担当することになるんですけれども、その中で可能な限りその学校の生徒指導の委員会にも入ります。そこで情報の共有や検討を行います。また、必要に応じて、個別の検討について行うケース会議を主催します。そこでいろんな関係の人間が集まっているような検討を行います。スクールソーシャルワーカーは得た情報はきちり組織的に対応していくということになります。

また、これも先ほど申しましたが、スーパーバイザーを呼ぶ、呼ばないにかかわらず、必ず定期的に連絡会議を市として行いますので、教育委員会とスクールソーシャルワーカーは常に連携をいたします。

それから、スクールカウンセラーにつきましては、中学校には府からの派遣の人間が週1日で来ます。小学校には教育支援課から週1日派遣しております。ですので、生徒指導の各校の会議には必ずスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが参加しておりますので、常に情報の共有は、各校の情報の共有はしております。

また、市全体の課題につきましては、教育センターとも連携、教育支援課とも連携しますけれども、スクールカウンセラーが集まります研修等にはできるだけ

スクールソーシャルワーカーも参加させるような方向で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 若狭次長。

○若狭次世代育成部次長 部活動についてのご質問なのですが、部活動につきましては、学校教育課の学校部活動等助成事業と、それから教育支援課の部活動振興相談員の派遣、両方またがっておりますので、私のほうからご答弁いたします。

中学校の部活動につきましては、一生つき合っていく文化あるいはスポーツですね。そういうものと出会えるだけでなく、心の育成、人間関係の訓練、それから規則正しい生活、あるいは礼儀等ですね。こうしたものを学べる場であると。それから忍耐力とか達成感、自己有用感も含めて味わう場として大きな意義があるということは認識しておりますし、学習指導要領におきましても、学校教育の一環として重要な役割があると明記されております。本市でも先の答弁にもございましたが、子どもたちの加入率が男子、女子それぞれ9割前後であるといったところから、期待の大きさも感じているところでございます。そうした部活動の意義を押さえまして、各校ではそれぞれの実情、子どもたちの実態も含めまして、主体的に部活動の編成、それから運営を行っているところでございます。ただ、少子化に伴いまして多くの部活動の維持の難しさでありますとか、それから経験の浅い教員の増加、指導経験のない顧問を配置しないといけない状況等ございましてところから、部活動のガイドラインに先立ちまして、本市では部活動振興相談員、これを配置し、各校を巡回する中で、経験の浅い教員の部活動あるいは校務全般も含めた相談、指導に当たってまいり

ました。ここまで直接的に部活動振興相談員が各顧問の悩み等を相談に乗ったり、時には中学校のキャプテン会議へ参加して、生徒から直接部活動の悩み等にもついて意見交換したこともございます。ここまで直接的な巡回指導を行ってきたわけでございますが、ガイドラインについてはその趣旨等も理解いたしますので、本市ではまだできておりませんが、近隣他市の状況も参考にしながら、研究を進めたいなど考えているところでございます。

○安藤薫委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 それでは、中学校給食に係りますご質問にお答えいたします。

6月からデリバリー選択制の中学校給食の開始に向けて、現在保護者の方に対しての説明会と試食会を実施させていただいております。喫食率の向上に向けて、努力と工夫についてというようなご趣旨のご質問であります。先般も南野委員からのご質問にもお答えさせていただいておりますけれども、2学期の早い時期にアンケートを実施させていただきまして、生徒の方を中心に、保護者の方の声も可能な限り反映させていきたいというふうに考えております。アンケートの中身につきましては、これから詳細を詰めていきたいと考えておりますけれども、主に味や量、おかずの種類等についてアンケートをとらせていただきまして、子どもさんに人気のあるメニューを中心にアンケートを分析した上で、栄養面のバランスも考えながら献立の工夫に反映させていきたいというふうに考えております。

また、予約システムの部分での利便性について、本市のシステムにおきましては、アレルギーをお持ちのお子さんも利用しやすいようなシステムを構築しておりまして、アレルギー制限機能というも

のをつけております。該当するアレルギー食材が入った給食を予約いただく際には、警告メッセージが表示されまして、間違っ
て予約をしないような形で子どもさんが安心して予約申し込みいただけるようなシステムを構築させていただいております。今後も3月におきましても、保護者説明会、試食会、また教職員の方にも同様に実施させていただきまして、制度、給食の内容、予約システムの利用方法を中心に、学校に周知させていただく予定でございます。

また、新年度に入りましたら、カラーでのリーフレットやパンフレット等も配布させていただきまして、よりわかりやすい形で積極的に中学校給食をアピールしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○安藤薫委員長 喫食率の件はご答弁いただけましたね、工夫ですかね。

○溝口総務課長 はい。

○安藤薫委員長 答弁。

柳瀬課長。

○柳瀬生涯学習課長 それでは、私のほうからこども会に関する摂津市の考え方というところにつきまして、ご答弁させていただきます。

教育とはということになります。教育には学校教育、家庭教育及び地域教育という3本の柱があると考えております。その中でも、こども会は地域における教育現場の最前線ということで、非常に重要な教育機会であると認識しております。特に球技大会やクリスマス会、廃品回収、キャンプなどの屋外活動につきましては、なかなか学校では経験できない貴重な体験学習の場であると考えております。また、学校とは違い、他学年の子どもとの交流というものも非常に重要なものと考えております。これは単に他学年の子と

仲よくするというだけではなく、子どもが社会に出た際に人間関係の円滑な構築ができるよう、その出発点であると考えております。これらのことから、市といたしましては、こども会の加入率の低下につきましては非常に懸念しており、加入率が低下することによって地域の教育力の低下につながる、またひいては摂津市全体の教育力の低下につながるものであるというふうに思っております。残念ながら、根本的な解決策というものはないかなかなか現在難しいものであると考えておりますが、今後も地道な啓発活動などを行い、加入率の低下の食い止め、また今後さらなる向上について図っていきたいと考えております。

また、スポーツ大会の件でございますが、確かに現在こども会育成連絡協議会におきまして、ソフトボール及びキックベースボール大会を開催しております。過去におきましては、やはりそういった単一種目で摂津市全体、摂津市一丸となって競技をすること、また競争して競い合うということ自体は非常に意義のあったものかなと考えておりますが、子どもたちの嗜好の多様化によりまして、単一競技によるものというものもなかなか現代としては難しいところがあるものと考えております。これにつきましては、摂津市及びこども会育成連絡協議会ともに問題点として認識しております。新たな事業や、新たなスポーツ種目など、今後より魅力あるこども会づくりにつきまして、団体のほうと協議した上で新しいものを考えていきたいというふうに考えております。

続きまして、さわやか広場とりかひの文化財展示の件につきましてご答弁させていただきます。さわやか広場とりかひにつきましては、平成25年4月に、そ

れまで旧教育研究所として使っておりました建物を改装いたしまして、地域福祉活動拠点として名称さわやか広場とりかいとして開所いたしまして、現在地域における高齢者を対象としたサロン活動、また乳幼児を対象とした子育てサロンなどを定期的に開催していただく施設として、ご利用いただいております。その中で、郷土資料展示室として、特に過去摂津市内で使われていたような民具や農具などの郷土資料を展示するような形で運用させていただいております。しかしながら、委員ご指摘のように常にオープンし、誰でも入れるような展示室につきましては、私どもといたしましても望ましい形であると考えておりますが、現在こちらの施設につきましては、校区福祉委員会で管理をいただいております。そちらとの、さわやか広場とりかい立ち上げ時の協議内容といたしまして、常時開館することは現在については難しいというご回答をいただいております。現在におきましては利用しない期間につきましては施錠し、入れない状態となっております。こちらにつきましては、私どもも郷土資料展示室としての機能を今後も地域に役立てていただきたいと思いますと考えており、福祉部門を通じた上で地域の方との交渉を今後行って、常時開館できるような形で今後話し合いを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 では、大澤委員。

○大澤千恵子委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、家庭児童相談室運営事業でございますけれども、先ほどご説明いただきました正規職員は室長入れて3人、非常勤職員が週4日の2人プラス今回1人、行政パートナーのお話ありませんでした

けど、行政パートナーはいるんですよね。それは抜けておりますので、計7名、7名体制で行うということですね。

それから、先ほどこの児童家庭相談室の事業で、虐待のお話が出ましたけども、この家庭児童相談室の役割というのはもう一つ大きなものが、発達検査があると思います。この発達検査について、学校側のほうといたしましては、この発達検査をどんどんするというような方向で発達検査を送り込んでいると思います。2年前のご答弁では、約180人から200人ぐらいがこの発達検査を行っているということをお聞きしております。今回、家庭児童相談室と教育センターに分かれて発達検査されていると思いますけれども、今の合計数とそれから教育センターと家庭児童相談室と分けた状態でどれぐらいの数になって、実際分けた効果がどれぐらいでてるのかということも含めてお聞かせいただきたいと思います。

それと、この発達検査を行った後、支援学校とそれから通級に入れない生徒、これを今どのようにお考えになっているのか。また通級に入れない者に関しては、多分、大阪府に要望はされていると思いますけれども、その大阪府に要望されている現状をお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう一つ、先ほど虐待のほうで、件数はふえているということで、昨年から国の通告できょうだいも同じようにカウントするというございますので、実際きょうだいを入れた状態で虐待の件数はどうなっているんでしょうかね。数的には、世帯数は大体68世帯と105世帯あるんですが、きょうだい含めた数を抜いたって、先ほどおっしゃったんですけど、実際どれぐらいの数の通告があるのかどうか、確認させていただ

きたいと思います。

以上、まずそれを2回目の質問とさせていただきます。

それから、子育て支援短期利用事業でございますけれども、86日間利用ということですが、5施設ありますけど、これは、今、茨木市で受け皿を持っていただいているというふうに思うのです。今回、鳥飼中に摂津市おかえりホームですかね。ここなんかは今回は入っているのか。今、私が確認している中では茨木市北春日の子供の家、それから茨木市中穂積の救世軍希望館、それから茨木市安威のレバノンホーム、この3つは確認ができていますけど、あと2施設はどこを受け皿として持っているのか。対応する施設が非常に不足している中で、要は虐待で一時避難する受け入れ施設が非常になくなってきている。これはどこも全国的に見ても、この施設が不足しているということの状況があると思うんです。市としては、この虐待の一時的なものに関してはどうに対応されているのかということもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

それから、民間保育所入所承諾事業です。これに関しましてはご説明いただきましたのでわかりました。一つだけ、保育士に住居手当が支給されていると、この手当は受けることができないというふうにされているとお聞きしたのですけれども、このあたりの保育士に住居手当が含まれているか含まれていないかという、こういった連携というか、そのあたりはどのように把握されているのか、1点だけお聞かせいただきたいと思います。

それから、民間保育所施設整備補助事業に関しましてはわかりました。平成29年度に待機児童の解消に向けて、これから募集要項もつくられるということで

ございますので、そのあたりは状況判断をしながら行っていただきたいと思いますので、これは要望とさせていただきます。

不登校の件でございますけれども、非常にやっぱり多いのかなというふうに思います。この不登校に関してですけれども、先日も事件があって、1か月も学校に来ていない子どもが、あのような事件になったということもございますので、不登校、これは非常に多くて全てが把握できてるとは私も思いません。教育委員会としてはこの不登校対策にいろんな手だてはされていると思うんですけども、実際に今一番長い期間で不登校をされている子どもというのは、どれぐらいの期間の不登校になっているのか。1年、2年なのかちょっとわからないですけど、どれぐらいの期間不登校になっているのか。また、その不登校の子どもに対していろんな解決方法はその子どもによっても違うんでしょうけど、学校と保護者とどのような対策を行っているのか、ちょっと現状をお聞かせいただければなというふうに思います。

先ほど教育センターに相談があるだけでも2,877件という非常に大きな数が出ておりますので、これに対しては何かのこれからも対応を考えていかないといけないと思うんですけども、教育委員会としてはこれに対してどういう警鐘を行っているのかお聞かせいただけたらなというふうに思います。

それから、学校部活動等助成事業でございます。先ほどもガイドラインがないというふうにおっしゃっていただきましたので、実は鳥取市の教育委員会が部活動ガイドラインというのをきっちりとされておりまして、これは一番いいなと思って私これを持ってきたんですけども、先日

の教育長のお話の中で、やはり中学校の行き過ぎた部活動をどこかで抑制していかないといけないというところもあるかな、というふうな答弁をいただいたんですけども、中学校の学習指導要領の中に第1章総則の第4で中身は要約しますが、部活動は本来は生徒の自主的、自発的な活動であること。それから、学校教育の一貫として行われるものであると。それから、地域や学校の実態に応じて行うべきであるというようなことが書かれてあるわけです。私は今回、いろんな事件と教育長がおっしゃってましたけど、事件のことにしても、その中身というのは、きちり部活動がどうあるべきかということを経査していかないといけないというふうに思います。先ほど若狭次長がガイドラインについてはこれから検討して、他市の状況も見ながらつくっていくというふうなことをおっしゃってありました。鳥取市教育委員会のガイドラインには、教育長がこの前の代表質問の中の答弁でおっしゃってありました顧問教育の役割というところまで書かれてあります。生徒にかかわること、計画的に生徒の自己実現が図られる部活動経営を工夫するとか、外部との調整にかかわるとか、そういったことが中に書かれてあるわけなんですね。その中には保護者の負担を軽減するというようなことも書かれてあります。説明責任も果たす、必要経費額とその理由を保護者に知らせる。そういうことも書かれてあるわけです、ガイドラインの中に。まして、私は一番重要だなというふうに思ったのは、練習日も書かれてあるんですね。原則として1週間のうちに1日以上以上の休養日を設ける。土日は計画的に休養日を設定する。それから、第3日曜日は家庭の日として部活動は実施しないようにするとか、こ

このガイドラインにはいろいろ細かいことが書かれてあるんですね。これを参考になさったらいいかなと思います。その中に体罰、いじめ、生徒が困ったことや悩みを相談しやすい体制をつくるとか、いろいろ書かれている中で一番思ったのが、やはり私は勝利至上主義に陥ることなく活動の機会を平等に与える、教育的配慮のもと指導するという内容があったんですけど、これが望ましい指導者の姿であるというような項目があります。こういった中で、やっぱり先生方にも部活動に対するしっかりとした意義と目的、部活動は何のためにあるのか、意義と目的をしっかりと伝えていく。その上で、円滑な部活動ができる学校の体制づくりをしていかないといけないんじゃないかなというふうに思います。

いろんなところがあるんですけど、教育長にお聞きしたいのは、この部活動について今後ガイドラインもつくっていかないといけないのかなというふうなところまで来てると思います。ですから、この部活動について、教育長からどういった指導なり、そしてあるべき姿を皆さん、保護者にも、子どもたちにも、教員にも伝えていくというところをどのように考えられているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう一つ、先ほど行き過ぎた指導という部分を私は申し上げましたけれども、やはり勝つということは非常に大事なことだと思います。勝利主義というところの行き過ぎというところはだめだと思いますけれども、でもやはり勝っていくにはいろいろな指導の仕方もあると思うんですね。その中で、じゃあ、このクラブ活動だけ特別なことを提供するというのは、私はやっぱりよくないというふうに思っている中で、今回、市民

文化ホールの件に関して先日代表質問の中にも出ました。吹奏楽部が市民文化ホールを3日間、これは減免で借りているという実態がございます。コンクールのためのリハーサルであれば、これは認められるということでございますけれども、この3日間朝の9時から晩の10時までで、実際に1日借りたら8万6,240円、これが減免されております。実際にこれは教育委員会が認めた。市民文化ホールが認められたということで書かれてあるわけでございますけれども、この市民文化ホール条例施行規則によりますと、これは本市が使用する場合は使用料の全額で、減免になれば減免の申請書を出さなければいけないんですけれども、これは減免の申請書は教育委員会が許可するわけなんですね。これは、荒木課長のお名前になっております。これについてのご説明をしていただきたいなというふうに思います。

それから、学校教育相談員配置事業でございます。こちらのほうは理解できました。1名自己都合でやめられた先生がいらっしゃるので、そんなに離職が多いわけではないと思います。ただ、やはり全国的に見ても先生の離職率が高いので摂津市はまだ優秀なほうなのかなというふうに思っております。きのうも学校の先生とお話をしている中で、やっぱり学校の中の雰囲気がいいと、すごく先生方も一致団結して子どもたちを何とかしようという協力体制ができるというようなお話を聞いてきたばかりです。ですから、なかなか今のこの社会状況の中では、保護者と学校と地域と連携をしながらと言っておりますけれども、なかなか学校の意向が保護者に伝わらない。保護者の意向が学校に伝わらない。そういった中で、先生たちははざまに立って非常にし

んどい思いをされることも多いかと思えます。ですから、やはりコミュニケーションが大きな要因ではないかなというふうに思います。保護者の方が何を言っているのか、また教員はどういうふうに伝えたいのか。前回はそうですけど、子どもだけを本当に守るのではなく、子どもがだめなことはしっかり保護者にも伝えていく。そういった体制の中でやらないと、先生は非常にはざまに立って苦しい思いをされているのかなということは現実に思いますので、今、摂津市は離職率も低いですが、なかなか先生方も心に何か問題を抱えて、ちょっと鬱になったりとか、精神的な思いを持っている方も多しとお聞きしますので、このあたりは先生方にも配慮した運営をしていただければなというふうに思っておりますので、これは要望とさせていただきます。

それから、教職員人権問題研修事業の件でございますけれども、先ほどお聞きしました男女平等、同和問題、ユニバーサルデザインの問題が多いというふうにお聞きしております。生徒指導の問題には弁護士が入って、というようなお話が今答弁でございました。私はこの前の問題については、これからまた生徒指導の問題の中でもお話しされるかもしれませんが、学校の中に持ってきてはいけないものというのは必ずあると思います。それが指導できないのであれば、ゲームも携帯電話も何でも持ち込んでも、それを注意をしてもそれがだめだという認識がなかなか私は持てないのかなと。人権侵害だから、それをなかなか指導できないんですっておっしゃっているのですが、実際に私立の学校では取り上げをしています。預かりという形ですけど取り上げています。子どもたちは取り上げられ

て、こそこそじゃないんですけど隠す。隠して持ってきてる子もいるんですけど、隠すという行為はだめなことだということがわかっていて隠すわけです。でも、今の状態だと持ってきても取り上げられないから、先生に見られても指導だけだっというふうな気持ちに、子どもたちがなるんじゃないかなっていうふうな懸念を持ちます。やはり、だめなものはだめだということを、もう少し、きちり子どもたちに指導するべきだというふうに思います。子どもたちは絶対それを逆手にとる可能性があります。人権侵害だから、これを持ってきてもどうせ取られへん。注意だけだっ。私はそういう子どもがいないとも限らないというふうに思いますから、おっしゃっていることはよくわかるのですが、ただ、やはり持ってきてはいけないものを持ってきたときの指導はきちりしていただきたいなと思います。いろいろなものを持ってきてるのを私も見ました。先日も学校の中で、水鉄砲を持ってきてる子どもたちもいましたし、ライターも私が実際に目撃しております。ですから、何で持ってきてるのって聞いたら、私の前では隠してましたけれども、子どもたちは多分あんな感じで、先生たちも実際に見かけられた方たちがたくさんいらっしゃるんじゃないかな。それが指導し切れていない、実際、持ってきてるということは。だから、そのあたりを指導していかないといけないんじゃないかなというふうに思いますので、これに関しては今後の指導をどのように行っていくべきなのかどうかというところを、きちりご答弁いただきたいなというふうに思います。

前回、ぼやが出た。火事になった。更衣室、上履きを。この生徒さんはわかったんですかね。そのままの報告になって

いるので、その生徒さんがわかって、指導されているのかどうかもあわせてお願いしたいと思います。

それから、中学校給食事業は結構です。これからまた取り組んでいただいて、改善点もしくは子どもたちの要望や保護者の要望もお聞きしながら、喫食率もできるだけ下がらないように進めていただきたいと思います。

それから、地域学校連携活動支援事業でございます。このすこやかネットなんですけど、1点だけお聞きしたいのが、第五中学校のすこやかネットという教室があるんですね。本来、当初このすこやかネットの教室は、開放されてたようにお聞きしております。しかし、今は倉庫になっているような現状でございます。このすこやかネットの活動をされている方々が、あの教室を、もし利用することができるのであれば、もっと地域との連携がとれる場所になるのではないかとこの要望がございます。実際に、今すこやかネットの教室は倉庫になっておりまして、今後活用をするのか、もう使えませんかというのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

それから、こども会育成事業でございます。こども会の育成の意義というのは私もよくわかっております。地域の連携、それから学校ではできない体験、こういったことを昔から取り組んでこられたというような経緯でございます。加入率の低下と教育力の低下と、今おっしゃいました。そこまでおわかりいただいているのだったら、こども会の加入率を上げるような、しっかりと指導をしていただきたいなというふうに思っております。今の現状を見ておりますと、私は以前にも多分お話をしたと思いますが、自治会

の中に子ども会がありますけれども、子ども会に加入をしていない世帯も役員がまわってくるということで、非常に問題になったことがあります。私の家の前に10人ぐらいの子ども会に入っていない保護者が来て、子ども会に入っていないのに役員がまわってくるといような現状がありました。これを何とか改善してほしい。子ども会に入っても最後の卒業のときにファーストフード店の商品券を1枚くれるだけなのに、何でこんな会費を払わないといけないのかというようなこともおっしゃってありました。やはり、子ども会も地域によって、活動の規模が全然違うんです。私たちが加入している鳥飼小学校の鳥飼下子ども会は、いろんなバスのツアー、ひらかたパークに行ったり、ボーリング大会が行われたり、いろんなことが行われています。でも、加入率の少ないところというのは規模も小さいですから、入ってもあまり意味がないとおっしゃる方が多いんです。その辺の格差、こういったことも現状をどう把握されているのかということをお聞かせいただけたらというふうに思います。

それから、最後の文化財保護事業でございます。当初、私は全部開放してください。子どもたちのために開放してくださいということを再三言ってまいりました。そして、何とか妥協策で、保健福祉課で高齢者の対策の施設として使って、今、子育てサロンの広場などもやっていただいております。残りは、郷土資料館の展示室で市民の皆さんに見ていただく。答弁書にも残っておりますけど、私は、そこに何回も足を運ぶ市民が一体どれだけいるのか、農具とかそういったものを見にくる人がこの摂津市内に、他市からも来るとかおっしゃってました。だけどそれだったら子どもたちに開放してほし

いというのが、学校の横にある施設を何とか、三島の第1児童センターですかね。ああいった形の小規模なものでもいいから開放してほしいというのが希望だったんですけど、これは今現状をお聞きすると、校区福祉委員会にいろいろお願いをされて常時開館が難しいということであれば、当初の答弁とは全く意味をなしていないというふうに思いますし、事情がもしあるならば、いろんな事情をやっぱり検証してほしいですし、どこかに持っていく空きスペースがないからあそこに入れていたら、私は違うところに移転してほしいなと思います。なぜならば、小学校の横にある施設というのは非常に私は重要な施設だというふうに思っておりますし、郷土資料館がだめだと言ってるわけじゃないですよ。だめだと言ってるわけじゃないけれども、学校の横にある施設をもっと有効に活用してほしいというのが希望ですけども、そのあたりをどのようにお考えなのかお聞かせください。

小学校の副読本に関しましては、入れるぐらい何とでも前後に入れていただけると思うので、人間基礎教育を。それぐらいのことは相談をさせていただいたらすぐにはできることなので、入れていただいたらなというふうに思います。

それから、家庭児童相談室の件に関しましては、摂津市とは違いますが、他市では学校の校長先生が入っているところがあるんです。学校現場にいらっしゃる方が地域の協議会の中に、スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーに報告する前に、校長先生に入ってくださいことは可能なんですかね。スクールソーシャルワーカーの会議がありますよね。その中に校長先生にも入っていただくということは、他市でもやっていらっしゃるみ

たいなんです。現職の、現場の校長先生が入ってくださってるんですけど、摂津市ではそういったことはお考えになったことはないのかということをお聞かせいただきたいなと思います。

以上ですね。

○安藤薫委員長 答弁を求めます。

木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、子育て支援課に係るご質問にご答弁申し上げます。

先ほど家庭児童相談室の説明の中で、行政パートナーが1名漏れておりましたので訂正をさせていただきます。申しわけございません。

それと、発達検査についてのご質問でございます。現在、家庭児童相談室におきましては、児童を対象にして発達検査のご相談を受けております。相談を行う中で、必要な方について発達検査を実施してまいっております。ただ、平成26年度におきましては事務の見直しを行う中で、就学後につきましても家庭児童相談室で実施を行ってきたところでございます。実施に当たりましては、臨床心理士の資格のある相談員が検査それから結果の説明などを行ってきているものでございます。実績といたしましては、今年度の途中の12月まででございますけれども、185件の実施をしてきたところでございます。

通級教室その他につきましては、また後ほど教育支援課からご説明させていただきます。

それから、虐待事例でのきょうだいを入れてカウントした場合の実数でございますけれども、各年度1月末現在で平成24年度では103件、平成25年度では96件となっておりますけれども、今年度1月末現在では234件というふ

うに、きょうだいをカウントいたしますと大幅に増加する状況となっております。

子育て支援短期利用事業につきましてでございます。摂津市といたしましては今年度は2か所増加いたしましたけれども、大阪府内の他市町村で2か所契約をさせていただいております。

委員のほうから市内での施設でどうかということで、ご質問をいただいた施設につきましては児童福祉法に基づく通所の事業所ということで認識をしております。宿泊も含めた生活全般での指導などの機能については、非常に難しいかと思っております。ただ、何かあったときにすぐに利用できるという体制は非常に大切なことであるというふうに考えておりますので、今後も他施設で利用できるような場所がないのかということにつきましては、さらに拡充するということができるか、また努めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、先ほどご質問がありました虐待の一時避難としての機能というお話もございましたが、ここの部分につきましては大阪府での一時保護での対応となっております。本市で実施しておりますのは育児疲れ、その他何か急な病気等などのご利用ということで、機能の役割については分担させていただいているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 山本部長。

○山本教育総務部長 先ほど大澤委員のほうから施設名のところで具体的なというご質問もあったかと思っておりますけれども、ショートステイにおきましてもいろんな事情のある方が入られる施設でございます。我々はこどもの観点といたしますか、児童保護の観点から、ショートステイであっても、そういう観点でやっておりま

すので、施設名に関するご答弁についてはできればそういう観点でやってるということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○安藤薫委員長 小林部参事。

○小林次世代育成部参事 保育士宿舎借上支援補助金の住居手当の支給の有無の確認といったお問いだったと思いますけれども、この制度につきましては保育士の確保に向けた宿舎を借り上げられます法人さんを支援する制度でございまして、保育士さん個人の入居費用に対する補助制度ではございません。そのため補助金交付申請書等を申請していただきますけれども、その際には法人さんと家主さんとの不動産の賃貸契約書であったり、入居の契約書、また入居する保育士さんの雇用証明であったり住民票、保育士証、また住居手当を支給されていないといったことが証明できるような書類等もあわせて提出をしていただきまして、目的に合致した補助金となるように努めてまいりたいと思います。民間保育所さんにつきましても、説明会の中でその辺はきちりのご説明をさせていただき、活用いただけたらと考えております。

以上です。

○安藤薫委員長 荒木課長。

○荒木学校教育課長 不登校に関しまして私のほうからご答弁申し上げます。

不登校は全て把握しております。月1回必ず各校から集計・報告を教育委員会にするようにしております。専用のソフト、シート等をつくって集計しております。また、1学期は10日、2学期は20日、3学期は30日を超える欠席の分についても全て集計するようにしております。また、月に1回各校の担当の不登校ワーキングの会議をもって、いろんな事例についても検討をいたしております。

今年度に限りませんが、今年度1日も出席のない児童、生徒は、全欠と呼びますけれども、小学校で1名、中学校で7名おります。家庭訪問や連絡等はくり返し行っております。ただ、本人となかなか会えないような状況もやはりございまして、やっぱり本人が家庭訪問をしても直接出てこないようなケースもございしますが、部屋の奥から声が聞けたり、あるいは宿題を渡して宿題をしっかりと提出したり、そういうことで安否確認と申しますが、安全確認のほうについては全て確認ができております。

また、保護者のほうになかなか押し出しが弱いというようなケースもありますし、また保護者の過度な期待からいろいろ心理面でという、そういうこともございますけれども、保護者のほうとは学校は必ず連絡もとれておりますし、スクールカウンセラー等も積極的にかかわるようにいたしております。

続きまして、持ち物のことでございますが、当然持ち物につきましては年度初め、あるいは学期始め、あるいは課題が見られたときに必ず校則につきまして一斉指導は行っております。また、持ってきてはいけないものについて所有が認められたときには預かるようにいたしております。ただ、現状はなかなかそこがうまくいかなかったり、反発したりということも、これは現実でございます。ただ、その状況に応じてどういうふうにしていくかということは学校で検討しております。また、そういう指導がちゃんと入るような学校づくり、持ってきてはいけないものをどうするかで校則だけの問題ではございませんで、いろんな生徒会活動や集団づくり、学年づくりを含めまして、そういう指導がちゃんと入る学校づくりというのをしっかり目指していかなければ

ばならないというふうを考えております。

上靴の件につきましては、対象生徒はわかって指導も入っております。

すこやかネットの部屋についても私のほうからご答弁申し上げます。

すこやかネットの制度等が導入された折には、地域の方が集える場所をとということで部屋の設定等もございましたが、実質いろんな会議や打ち合わせなどは会議室等で行われることが多くございましたので、実際にそういう固有の部屋というのはなくなっていったという現状がございます。その中学校につきましては、古いパソコン等が置いておきまして、今はちょっと教室の表示もまだそのように残っているところはございますけれども、会議等は会議室で行っているという現状でございます。ただ、いつでも使えるようなそういう場所が欲しいということで要望がございましたら、使えないということではございません。可能な範囲でできることはできるというふうにしていきたいというふうに思います。

それから、スクールソーシャルワーカーの会議でございますが、規模の大きい市ですといろんなスクールソーシャルワーカーが集まった会議に校長も入ってということで聞いている感じがあると思いますが、本市の場合は市の任用が2名でございますので、まず学校に行きましたら校長と話しますので、校長との連携はうまくいっていると思います。また、スクールソーシャルワーカーの個々の働きでございますとか、それから市全体の動き方、機能等につきましては常に教育委員会のほうに校長の要望を吸い上げておりますので、教育委員会のほうでスクールソーシャルワーカーを指導していくということになりますので、よろしく願いいたします。

○安藤薫委員長 撰田課長。

○撰田教育支援課長 教育支援課にかかわるご質問にご答弁申し上げます。

まず、支援学級及び通級指導教室に関するご質問でございますが、原則といたしまして、支援学級のほうは要望にはほぼ応じる形での現在設置になっておりますので、待ちという状況はないものと捉えております。ただ、保護者等の需要の問題というのはございますので、結果的に入級をしなかったというような状況がございます。

通級指導教室のほうは、現在小学校に3校、中学校に1校設置している状況でございます。こちらのほうは障害というよりは特別支援という観点でございますので、一定言葉の問題であったりすることを訓練することで通常学級で十分勉強していけるだろうというお子様に対しての訓練をする学級ということで設置しております。ただ、年々この通級指導教室の入級に関しますニーズは非常に高くなっておきまして、現在どの通級指導教室も満杯な状況になっているところから、ここ数年間は大阪府に設置増の要望をしてきているところでございます。来年度は、1学級設置が増の見込みでございます。

続きまして、教育相談の相談件数増に対しての検証ということのご質問にご答弁申し上げます。

いろんな問題が考えられるかというふうに検証しているところでございます。まず、核家族化でありましたり、ご両親ともに非常に忙しくされている中で、子どものほうがそういう状況に遠慮してなかなか家族の中でコミュニケーションをとる時間が非常に少なくなってきたりとか、さまざまな現在の社会にまつわるいろんな家族の問題からいろんな相談がふえてきているのではないかとこのふ

うな分析もしているところでございます。また、障害ではないいわゆる広汎性の高機能発達障害と言われております部分が随分知られるところにより、保護者のほうも早くから相談をしていこうという、そういう意識の高まりも相談の増につながっているかというふうに思っております。今、申しましたような状況ではカウンセリングやプレイセラピーによりまして、人間関係の改善ですとか、社会性の獲得ということではすごく有効な部分もございますので、ますます相談は増の方向にこれからもあるのかなというふうに分析しています。

このような状況の中、教育支援課だけではなく教育委員会全体で、例えば去年は教育センター内に相談室を増設していただくとか、来年度は臨床心理士を増加する、またその臨床心理士の抱える件数もふえますし、センターでのいろいろな相談力を高めるためのカウンセラーの育成ということでのスーパーバイザーの配置も来年していくところから、このような問題に対応しているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 荒木課長。

○荒木学校教育課長 済みません。先ほど誤解を招く表現がございました。上靴の件なんですけれども、持ち主がわかりましたということで申し上げたかったんですけれども、指導という言葉を使ってしまうので加害者がわかったかのように捉えたかもしれないですが、加害者についてはまだ判明はしていません。上靴の持ち主についてはわかって、事情聴取をした。私は指導という言葉を使っていたんですが、事情聴取をしたということでございます。

もう一点、持ち物に関しまして、預か

るべきものは預かるということで申し上げました。人権侵害と最初に挙げました部分につきましては、かばんの中をチェックするとかその部分が人権侵害に当たるかどうか、このあたりをもう一度確認してまいりたいと思います。

○安藤薫委員長 柳瀬課長。

○柳瀬生涯学習課長 それでは、私のほうから、こども会の現状の把握につきましてご答弁させていただきます。

こども会の現状につきましては、平成24年に各こども会に対しましてアンケートをさせていただいております。その問題点や活動内容の状況等についてご回答いただいております。この中で課題として浮き彫りとなっておりますのが、まず行事ですけれども、歓送迎会、送別会、またクリスマス会、ダンボール等の資源回収、美化活動、ラジオ体操。こういった一般的にこども会活動として連想されるような定例的な活動につきましては、多くのこども会が取り組んでおられます。しかしながら、運動会や遠足、キックベースボール、ソフトボール以外のスポーツ、またハイキングや工場見学、バス旅行など、そういった野外活動であったりイベント的なもの、これにつきましては先ほどの定例的な行事と比較しまして活動率が非常に低くなっております。

こちらの原因の分析といたしましては2点考えております。

1点目は、指導者、役員がイベントを企画することが大変であるというお答えをいただいております。こういったことをしたらいいのかというところです。

2点目といたしましては、そもそも役員や指導者として参加する人が減少しているということが挙げられると思います。この役員、指導者になり手が少ないということにつきましては、やはりこれは非

常に問題と考えておりますが、例えばPTAなどの役員とどうしても重複してしまうのでなかなか積極的に参加できないといったご意見もございます。

保護者といたしましては、やはりこども会の役員になること自体が負担になる。そのためにこども会活動が活発にできないという問題があるかと考えております。これにつきましては、いかに役員としての負担を減らすような取り組みができるか、これはなかなか難しい問題ではあると思いますが、解決策については今後検討をしていきたいと考えております。

また、活動内容につきまして考えるのが大変というお答えをいただいておりますが、これにつきましては現在こども会育成連絡協議会のほうで、各こども会の育成者の指導、研修も含めまして指導等を行っております。そういった中でこういった活動をしていったらいいよということが指導者の能力向上について活動しているところでございます。こちらにつきましても市として協力していき、こども会の活性化について図ってまいりたいと考えております。

続きまして、さわやか広場とりかいの開放の件でございます。委員がご指摘のとおり、現在、さわやか広場とりかいにおきましては、利用する際に開錠を行う。利用しないときに関しましては、基本的には施錠されている状態である。

小学校真横の施設でありますことから、その稼働率につきましてはやはり私個人といたしましてももったいないものがあるというふうには認識しております。これにつきましては、現在その建物自体の管理運営を校区福祉委員会に委託しており、校区福祉委員会の意向により現在の運用状況となっておりますが、これにつきましてはやはり今後の問題点、恐らく

例えば人員配置の問題でありますとか、管理する側といたしまして不特定多数の人が出入りすることに対する懸念、そういうことからこういった運用方法になっているものと考えておりますが、これにつきましては保健福祉部と協議いたしまして、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

なお、こちらの郷土資料展示室につきましては、通常オープンはしておりませんがさまざまな形で活用を現在させていただいております。見学を希望される方に関しましては、職員が立ち会った上で中を見ていただく。また、ちょうど昨日でございますが、ふるさと摂津講座を、通常であればコミュニティプラザで開催しているところをさわやか広場とりかいを会場といたしまして、実際に農具、民具等を見ていただいた上での講義を行う。また、これは昨年6月に行いましたが、摂津市内の文化財施設をバスで回るといったイベントをさせていただきましたが、その中でも実際にさわやか広場とりかいに市民の方に来ていただきまして、味舌むしろ織り機の実演体験等をしていただくなど文化財行政の啓発として活用させていただいているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 登阪部長。

○登阪次世代育成部長 それでは、中学校の部活動に関連しまして、文化ホールの使用についてのご質問にお答えしたいと思います。

議員がご指摘の文化ホールの使用につきましては、中学校の吹奏楽部が夏のコンクールを前にして練習、リハーサルを行ったものでございます。コンクールを前にした吹奏楽部の練習ということで、パート練習にとどまらず本番に向けた全体練習をする必要もあることから文化ホー

ルを使用したものでございます。コンクールに向けた練習ということでございますので、単に全体練習というだけではなく本番用の装置等も設置して臨場感を体験しておくということも、コンクールに臨むに当たっては大切なことだと考えております。教育委員会としましては、中学校の部活動において市の施設を利用する希望がある場合、その利用目的等から特に問題がないと判断される場合につきましては、各公共施設の使用規則に基づきまして使用料の免除を申請しているというふうに考えております。

○安藤薫委員長 教育長。

○箸尾谷教育長 部活動についてのご質問にお答えをします。

まず、本会議の部活動に関するご答弁では、本市に1月に生起しました件と部活動について、私は関係があると申し上げたわけではないということをもまず申し上げておきたい。今、調査中です。関係があると申し上げたわけではございませんので、ご了解をお願いします。

部活動についてどう考えるのかというご質問ですけれども、部活動の意義につきましては先ほど若狭次長が申し上げたとおりですが、やはり部活動はそもそも何部に入るのかということも子どもが自由に選べるわけですから、そういう意味でも先ほど大澤委員もおっしゃいましたように、生徒の自主性あるいは主体性というものが一番重要視されまして、それを顧問が支援するというのが本来の姿であろうと思っております。

ですから、活動の内容につきましては、学校によって施設とか設備の違いもありますことから、どういう活動をするかについては部員と顧問とで相談した上で決めていくべきものと考えておりますが、一方、公立中学校の部活動であるという

ことからいいますと、先ほどもご指摘いただきましたように、あるいは私も答弁で申し上げましたが、生徒の肉体的、精神的な荷重負担になるとか、あるいは家庭に対して経済的に荷重負担になるというのはまずいだろうと思います。そういう意味では、指導すべき部分がある場合がございまして、先ほど大澤委員からお示しいただきました、鳥取市のガイドラインについては私は詳しく承知しておりませんので、早急に拝見して、市内の中学校、他の中学校の部活動の活動時間でありまして、あるいは部費等の状況も調べまして、教育委員会ガイドラインを決めてお示したほうがいいというふうに判断された場合には、そういうものを参考にしながらガイドラインをつくっていきたいというふうに思います。

○安藤薫委員長 暫時休憩します。

(午前 11時 51分 休憩)

(午後 0時 59分 再開)

○安藤薫委員長 それでは、再開します。質疑を続けます。

大澤委員。

○大澤千恵子委員 済みません。それでは3回目、質問させていただきます。

まず、家庭児童相談室運営事業でございますけれども、先ほど発達検査のことについてお話させていただきました。通級に入れられない子どもたちというのは、学校のほうで現状見ているというような現状ですけど、今、学校のほうで、それぐらいしっかりと本当に見れてるのかどうかという状況、こちらのほうも、再度お聞かせいただきたいなというふうに思います。

先ほど、子育て支援短期利用事業に関しましても、大阪府の要望に関するところが2点あるのかなというふうに思いますので、しっかりと要望をしていただきました

いなということを要望とさせていただきます。

それから、民間保育所入所承諾事業でございますけれども、今、民間の保育所にはかなり補助金も出しておりますので、保育士がいないと始まらないと思いますので、この保育士をしっかりと確保しているのかという状況もあわせてみながら、支援していただきたいなというふうに思います。これも要望とさせていただきます。

それから、教育相談事業なんですけれども、非常に不登校の数が多いということでございます。実際に長期にわたって不登校されている子どもたちがいるという現状もお聞きしました。この不登校に対する対策は、これは全市挙げて本当にやっていかないといけないなというふうに思いますし、なかなか学校の先生がご自宅に行かれて、先ほどおっしゃってましたけども、安否確認をしているというようなことでございますけども、現状やっぱり、しっかりと把握しないと、声が聞こえてるから、なかなか会えないというのではなくて、やっぱり顔が見えた状態でお話しすることってすごく必要なのかなと思います。

私も今、東委員がいらっしゃいますけど、実際に先生方が足を運んで行かれているのもずっと見てきました。本当に時間もかかりますし、ご苦労もあるかと思えます。ご家庭の中で、自分の子どもが不登校になっているという現状をどうしていいのかわからなくて、本当に保護者もどうしたら行ってくれるのかなということを悩んでいらっしゃると思いますので、そういったところで、すごく精神的なストレスも抱えてる保護者もたくさんいらっしゃいますので、その辺、本当に大変なことだと思いますけど、これから、

これだけの多い不登校がいるという現実を見たときに、ここは最重要課題として、やはり教育委員会としても取り組んでいかないといけないことかなというふうに思いますので、また先ほど言ったんですけど、不登校に関連する何か解決策のあるようなところも、私たち委員も視察に行ったり等して、ご提案できたらなというふうに思っておりますので、これもしっかり取り組んでいただきたいということで要望させていただきます。

それから、中学校の部活動の件でございます。

先ほど、登阪部長からもご答弁いただきましたけれども、これ、私、先ほど一番最初に申し上げましたように、部活動は公平でなければいけないというふうな観点から考えますと、この学校が3回も部活動で借りている。ということはほかの部活動、例えば第五中学校であったり第二中学校であったり、こういった吹奏楽部も、この市民文化ホールをお借りすることができるのか。私、これを見ておりますと、教育委員会から減免の申請書が出されて、減免申請もなされております。これ先ほども言いましたけど、荒木課長の名前で借りてるんですけど、この摂津市の市民文化ホールを借りれるというのは、市長が認めなければ借りれないというふうになっております。摂津市のPTAも今回、文化ホールを借りておりますけども、4割り減免で借りてるんですね。もし、部活動が本当に借りれるのであれば、私は、ほかの学校のそういった例えば文化的なクラブが市民文化ホールを借りれるということも、平等な観点から言うと、教えてあげないといけないと思います。これがもし特別であった。例えばコンクールのために、一生懸命やってるから特別処置で貸してるんだと言う

んであれば、そういう処置でなされた理由をちゃんとお伝えしていただきたいですし、ここに関しましては、やっぱりきちりとされたほうがいいのかと思います。今のご答弁だったら、教育委員会は認めて、減免の申請書を出したら施設管理公社が認めたんだというようなことにしか、ちょっととれないかなというふうに思います。

なぜ、教育委員会がこのクラブ活動に対して、減免措置を行ったのかということ、私は確認させていただきたいなというふうに思います。そこにちゃんとした理由づけをお答えいただきたいなと思います。

先ほどガイドラインについてのお話も、教育長からもありましたけれども、部活動というのは、今、先生もいない中で一生懸命やっていると、そうでないところの差ももちろんあるのもわかっておりますし、部活動のあり方自体が、先生自体もものすごく曖昧。私、きのうもクラブ活動の顧問で学校へ見に行ってきたけど、そのときに生徒指導の先生なんかは本当に忙しくて、今から家庭訪問行かないといけないので大澤さんお願いしますと言って、行かれておりました。なかなかじっくり見れることもできないような状況というのも把握してますし、コンクールや、例えば大会に出るために一生懸命やろうとしたら、それなりに付き添わないといけないというのも、もちろんあると思います。だから、その辺の先生のクラブ活動に対する意識づけが、それぞれやっぱり違うと思うんですね。意識の持ち方というのが。何となく私、専門じゃないけど見とったらいいんやというところもあるし、専門やから頑張ってるあかん、サッカーの先生みたいに自分もやってたから、この子ら何

とかしたいという思い、こういったところのいろんな差がある中で、それでも教育委員会というのは、このガイドラインにのっとった形で、しっかりと部活動というのはどういうものなのか、さっき言いましたように、保護者に負担をあまりさせない。教育課程の中での部活動という位置づけをどういうふうにするのかということも、ある程度示していかないといけないのじゃないかなというふうに思っております。

だからこそ、さっき言ったように、いろんな意味での差別がない、差がないように取り組まなければいけないというふうに思ってますので、そのあたりもう一回、先ほどの市民文化ホールの件、しっかりとお答えいただかないと、今後、ほかのクラブ活動も借りていいんやったら、どんどん借りたらいいと思うんですよ。でも、8万何ぼもかかっているわけです。朝の9時から晩の10時まで借りてるわけですね、3日間も。ここをちゃんと答えていただきたいなと思います。

あわせてこの先生、吹奏楽連盟の会長をされてますよね。ここの部活動の先生。だから、その連盟の会長をされてるからこそ、逆に市民文化ホールの使い方が曖昧になったんじゃないかなというふうにとれる箇所もあります。ですから、連盟は連盟、部活動は部活動という線の引き方もしっかりとされたたのかなというのは、ここからくみ取れるところなので、このあたりもしっかりと線引きをしていただきたいというふうに思います。

あわせて答えていただきたいと思いません。

それから、スクールソーシャルワーカーの件は、しっかりとこれからスクールソーシャルワーカーに関しても、前も申し上げましたように、1,500人から1万

人規模にという予算がつきますので、これを活用していくことが、市として体制を築くことが必要やと思っておりますので、このあたりは宝の持ちぐされにならないように、活用していただきたいなと思います。

それから、いじめ問題に関しましては、アンケートの調査をしているというようなことでございますけれども、とったり相談したりすることではなくて、やっぱりこのいじめ防止に対して、どのようなことが防止対策に役立つのかということをしつかりやっぱり議論していき、そして、また実践していただきたいというふうに思います。何でもやればよいというもんじゃないと思います。やって、それを活用しなければ、やるのが意味がなくなってしまうので、このあたり、いじめ問題に関しまして、実のある会議にさせていただき、実のある実行をしていただきたいなと思います。これも要望とさせていただきます。

それから、先ほど職員の人権問題に関して訂正がありましたけれども、犯人というのは言い方は変ですけど、それをやった子どもがまだわからないというような状況を、そのまま放置してるとこのほうが私は問題だなというふうに思っています。やはり、それをやった生徒を犯人捜しと言えども、持ってきてはいけないものを持ってきてはまずです。そこでやってはいけないことをやってるわけですから、靴を燃やされた子どもに対してというよりも、私は、やっぱりやった子どもに対して、しっかりと指導をするべきだと思いますし、それをやっぱり指導できるように調査するべきだというふうに思います。でないと、また同じことがどこかで起こったときに、これは今は小さいうちで済んでるけれども、また大き

くなって、もっともっと重大なことになりかねない。小さいときにやっぱり火は消しておかないと、大きくなってから火は消せませんので、必ずこれは、私は調査していただいて、その生徒にきっちり指導する、周りの子どもたちにも、こういうことはしてはいけないんだ、こういう物も持ってきてはいけないんだということを、やっぱり厳しく指導していただきたいなというふうに思います。これは、文教常任委員会に報告をいただきたいなと思います。

それから、すこやかネットの件でございますけれども、先ほど要望があれば使用可能だというふうにお答えいただきましたので、これは、またすこやかネットの方々にもお伝えして、ここの第五中学校に関しましては、外部が入ってるというのは、もう皆さん御存じだと思います。また年度がかわって、いろんな意味でちょっと楽になるのかなというところもあると思いますけれども、外部の方たちが入って見守りをしていただいている中で、こういった部屋があれば、また、それはそれなりに地域との活用ができると思いますので、私は、そうやって要望があるのであれば、開放していただきたいなというふうに思いますので、これは、その団体さんにも伝えさせていただくということにさせていただきます。

それから、こども会育成事業でございますけれども、やっぱり現実をしっかりと把握していただきたいなと思います。こども会の廃品回収、建前上はやっておりますけど、表に出ると大人しかやってないところたくさんあります。もう子どもは朝から外部のいろんなサッカー行ったり、いろんな活動で出て行って、結局やってるのは大人なんですね。こういった現状もしっかり踏まえていただいて、

本当に摂津市が子どもの育成のために、こども会をもっともっとしっかりとしたものにしていくと言うのであれば、摂津市こども会育成連絡協議会の方々と、これからも調整をしていって、子どもが本当に入ってもらえるような、今言われてもわからないですけど、何かそういった策を考えていかなければならないのかなというふうに思いますので、これもしっかりと考えていただいて、次のこども会の育成につなげていただきたいなというふうに思います。以上です。

それと、文化財保護事業の件です。ふるさと摂津講座の見学会ですかね。こういったものがされてるということでございますけれども、先ほど、私ももったいないと思うとおっしゃっていただいたので、できましたら、すぐにとは言いませんけれども、何らかの形で、あそこの鳥飼小学校の横の、これから学童保育なんかもどうなっていくのか、民間に委託するのかどうかかわからないですけど、そういったことも踏まえていくと、やっぱり子どもが学校が終わったあとの居場所、今回も嶋野委員が子どもの居場所についてお話されてましたけれども、そういったところにも流用しながら使えるじゃないかなということも踏まえて、教育委員会の管轄から今はちょっと離れてますけれども、その部分だけでも差し戻しできないのか、こういったことも検討しながら活用を考えていただきたいなと思います。じゃないと、ちょっともったいないと私も思いますし、学校の横にある施設というのは、非常に大事だというふうに思います。公民館でもかなり離れてますので、小学校の子どもって、やっぱり行動範囲が狭いので、そういった意味では近くにある施設を有効利用していただきたいなというふうに思いますので、

よろしくをお願いします。

それと、最後1点だけよろしいですか。

この時期になりますと、昨年もやりましたけれども、学校前の校門のビラの配布、これがまた、入学式、卒業式の中で出てくるといふふうに思いますが、あれだけ教育長もご答弁いただいて、しっかりと校門前の配布に関しても教職員の方たちにも伝えていただいていると思いますので、それもしっかりと今回も3月、4月と見ていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

そして、この時期、入学式、国歌斉唱の件でございます。

子どもたちに聞きますと、国歌を今まで授業で一回しかしてないというような答えが返ってきております。何度もこれも言うておりますけど、まず教えていただかないと歌えるはずがない、1回しかしなければ、それは歌えるはずがないし、子どもたちの責任ではありません。これだけはしっかりとお伝えして、3回目とさせていただきますと思っております。

○安藤薫委員長 今、大澤委員からの要請がありましたが、文教常任委員会に報告いただいている学校で起きたさまざまな事案について、適時、今の事案も含めて、文教常任委員会に報告をいただくように、委員長からも要請をしておきたいと思っております。

それでは、答弁を求めます。

撰田課長。

○撰田教育支援課長 通級指導教室にかかわります、ご質問にお答えいたします。

通級指導教室、入級等にかかわりまして、学校の把握がどのようになっているかというお問い合わせであったかと思いますが、各学校に支援教育コーディネーターが配置されております。そのコーディネーターが校内での支援教育あるいは通級指導教

室相当なのかというようなことの情報等の把握をまずすることになっております。学校で把握した上、検討されたのち、入級が妥当というふうに学校が判断しましたら、その時点で学校から教育委員会の連絡が入るという流れになっております。教育委員会に連絡が入りましたら、リーディングスタッフが市内におりまして、通級指導教室を担当していますスタッフがその学校に巡回指導という形で、まず子どもの状態等を確認及び指導のあり方などについて指導をまずさせていただいております。その巡回指導におきましても、やはり通級指導教室に入級することが必要であろうというふうに認められましたら、一定の発達検査等のそのような情報も含めて判断をしまして、通級指導教室設置校の校長に連絡をした上、その学校の通級に入級するというような段階を踏んでの入級ということになっております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 中学校部活動の件で、登阪部長。

○登阪次世代育成部長 それでは、文化ホールの利用の件について、ご答弁申し上げます。

先ほど、委員のほうからご指摘のありました、今年度の文化ホールの使用につきましても、教育委員会として、減免申請をした理由は、先ほどの答弁のとおりでございます。

これまでも、中学校の部活動でバレーボール部やバドミントン部などが大会前の練習ということで、使用料の免除を受けまして、市の体育館を使用している例もございますので、決して一つの部活動を特別な対応をしているわけではございません。ただ、委員ご指摘にもありましたように、使用料を免除して市の施設を

使わせていただくわけでございますので、教育委員会といたしましても、学校現場といたしましても、その意味合いを改めて認識して、利用申請に当たっては対応してまいりたいというふうに考えております。

○安藤薫委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 最後の中学校のバレーボールというのは、市民文化ホールを借りたということではないですよね。

私が言ってるのは、朝から晩まで借りてるわけですが、市民文化ホールを。それで、朝から晩まで借りると、金額の問題じゃないですけど、金額的には8万3,000円ぐらいいくわけですね。これを連続して3日間借りてることに對して、お話ししてるわけで、中学校のバレーボールは、これはどこで借りたのかちょっとわからないですけど、確かに減免という形をとるのか、これはどこで借りたかにもよると思うんです。市民文化ホールの規定というのは、基本、市長が承認しなければ借りれないわけですよね。ここはご理解いただけてますね、教育委員会は。そのあたりを説明いただきたいんですけども。

だから、教育委員会の判断でしたということですかね。どういう判断のもとで、この市民文化ホールを貸す根拠があったということ、そこだけちょっと知りたいということなんです。

○安藤薫委員長 暫時休憩します。

(午後1時22分 休憩)

(午後1時27分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

登阪部長。

○登阪次世代育成部長 先ほどの答弁につきまして、改めて答弁させていただきます。

今回の件につきましても、部活動では

ございますけども、これはあくまで学校教育活動の一環として取り組まれているという判断のもと、教育委員会としまして、市の事業として取り組まれるという判断のもとに、教育委員会から申請をさせていただきますまして、市長からの利用決定を受けているというふうに考えております。

○安藤薫委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 今、ご答弁いただきましたけれども、市の事業としてとおっしゃいましたけれども、これに関しましては、練習という位置づけだというふうに、この申請書を見ましてもとられます。

吹奏楽コンクールのリハーサルというのは、この市民文化ホールの中でのリハーサルであるならば、これは、私は今まで過去の経緯からもありだと思えますけれども、違うところでのコンクールのために、ここを練習のために使った。それに対して減免申請を行っていることについて、ご質問をさせていただいてるわけなので、そこをご答弁いただきたいと思えます。

○安藤薫委員長 登阪部長。

○登阪次世代育成部長 規則の規定の中に、市として使用する場合、使用料を免除するというふうな規定になっているかと思えます。そういう意味では、市の行事、この市の行事をどのように理解するかという問題もあるかと思えますけれども、市として使用する場合ということでございますので、その学校教育課程の一環として取り組む以上、これは市として使用しているというふうに、我々は今のところそういう認識を持って、今まで申請しているところでございます。

○安藤薫委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 済みません。それでしたら、ほかのクラブ活動が、明日、市

の活動やということで練習するのに、市民文化ホールを貸してくれと言ったら、それは申請すれば借りれるということですか。

○安藤薫委員長 登阪部長。

○登阪次世代育成部長 それは先ほども答弁しましたように、委員ご指摘のように、使用料の問題もございます。公の施設を免除していただいて、使わせていただくわけですから、部活動であるとはいえ、その利用の目的が、一定、文化ホールあるいは体育館を使用するに十分な理由といたしますか、目的からして問題がないと判断した場合、我々としては、市として使わせていただくという判断をして、申請をしているところでございます。ですから、何でもかんでも部活動であれば、そういう要求が出てきたら、それを申請するというわけではございません。

○安藤薫委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 ですから、今回、目的として判断した理由をお聞きしてるんです。これが認めた理由を、なぜここは認めたんですかというところ。

○安藤薫委員長 教育長。

○箸尾谷教育長 ブラスバンド部ということに限定しての話になりますけども、ブラスバンド部というのは、私の経験からしても、ある意味特殊と思っております。私は卓球部の顧問しておりましたけど、卓球部は卓球台を体育館に置いて練習をします。バレー部、バスケット部もそういう形でそれぞれの体育館のコートで練習しますけども、ブラスバンド部の練習というのは、基本的にはフルートとかそういう楽器ごとにまとまって練習を続けています。ですから、申しわけないですけど、普段は雑音にしか聞こえない。それぞれのパートをそれぞれが吹いてま

すから、雑音にしか聞こえないんですけれども、コンクールになると、それが集まって一つの曲になるということです。それぞれがふだんは、例えば、ある者は音楽室、ある者は廊下、ある者はちょっと校舎の隅っことかいう、ばらばらなところで練習をしておりますけれども、コンクールが近づいてまいりますと、集まって練習することが必要になります。それが、本来だったら音楽室でということなんですけど、御存じのように、ブラスバンド部の規模にもよりますが、楽器も大きい楽器もございますから、音楽室にみんなが集まって一斉に練習するということがなかなか難しい状況もございます。それでもふだんは、そういう形でやってるんですけれども、やっぱりコンクールが近づいてきますと、みんなが一斉に集まって、そして、音のこととか、そういう実際の場所、コンクールを行う会場に近い場所で実際の音とか、音の出し方とかを確認する必要があります。そういう形で文化ホールを今回、コンクールのための練習ということで借りられたのかなというふうに、私は思います。

体育館でやればいいんですが、体育館は、やっぱりふだんから、今申しましたように、バスケット部とかバレー部が練習をしておりますして、音が静かに流せるような状況ではございませんし、またボールが飛び込んできたりとかいうこともありますので、実際には、なかなかそういうことも難しい。だから、今回そういうことで、第一中学校がコンクールの参加に向けての練習ということで、文化ホールを借りられたのは、そういうことなのかなと思ってます。

ただ、大澤委員おっしゃるように、公平性というのは大事ですから、例えば、ほかの中学校のブラスバンド部が同じよ

うな目的で使いたいという希望があれば、やっぱり同様の処置はしないといけませんし、ほかのクラブでも例えば演劇部とか、そういうその舞台が必要で舞台道具なんかも置いて、声の大きさとかも必要だから静かな状況でやりたいというようなときに、貸してほしいというような場合には、またそれも一定考える必要があると思います。ただ、ほかのクラブが、ふだんの練習からというのは、私もまずいというふうに思います。

○安藤薫委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 今、教育長からご答弁いただきました。

ただ、今の市民文化ホールの話ですけども、3つの部屋にまたがって借りてるわけですよ。ですから、市民文化ホールだけじゃなくて、部屋も3つ借りてるんですね。それで3日間借りてるわけですね。なかなか、今おっしゃってくださったように、やっぱり公平な観点から考えると、公平にもし借りれるのであれば、逆に借りれるんだよということを知らないクラブもあるかもしれません。ですから、たまたま、この顧問の先生は市民文化ホールを連盟でも借りてらっしゃるから御存じだったかもしれないじゃないですか。でも、ほかの顧問の先生は存じ上げないかもしれない。だからそういった観点から、やっぱり公平性を担保していただかないと、絶対これは言われる。何であそこだけ借りれるのと、言われる一つの要因になると私は思いますし、やっぱり本来、市の主催するものがベースになって、それだと減免扱いになるんだということも、もう皆さん理解してるわけですから、そこはしっかりとちゃんと答えられるだけの材料を持ってほしいですし、私は決して子どもたちのために、いいことはどんどんやるべきだと思ってますから、

そこは賛成の立場ではあります。でも、教育委員会が、何となく貸したんやとか、コンクールに頑張っしてほしいから貸したんやとか、それだけの理由になると、やっぱり不平不満が出てくるということだけは、しっかり認識をしていただきたいというふうに思います。

○安藤薫委員長 教育長。

○箸尾谷教育長 おっしゃいましたように、今、教員がどんどん若手にかわっていきますので、そういうような情報につきましても、顧問も変わりますから、御存じなければ、使いようがないわけですから、公平公正な観点から、そういうことが可能であるか、ないのかということも、きちんと教育委員会から示していかないといけないと思いますので、そこはきちんと示していきます。

○安藤薫委員長 いいですか、ほか。

南野委員。

○南野直司委員 10日の午前中にも質問させていただいたんですけども、1点だけ追加で質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

予算概要については、126ページに当たると思っています。

摂津市民図書館等協議会事業、それから図書館施設管理事業、図書館運営事業にまつわるお話かなと思います。

実は、市民の方、何名かからこのようなお声をいただきまして、質問させてもらうんですけども、いわゆる摂津市の図書館も大きな図書館としますと、市民図書館それから烏飼図書センターということでもありますけども、千里丘公民館は蔵書とか新年度していただくということでもありますけども、例えば千里丘のほうにお住まいの方が吹田市に行きますと、吹田市立千里丘図書館ですかね、立派な図書館があります。そちらによく利用され

に行かれます。そこで働いてる職員の方、摂津市の方がいらっしゃるというお声聞くんですけども、借りるのに図書カードを発行しますよね、市民図書館でもそうです。借りるのに摂津市の市民図書館は、摂津市に住んでるか、もしくは、摂津市に通学されてるとか会社があって通勤されてる方が対象で借りられるんですけど、例えば、その吹田市立千里丘図書館で借りようとしても条件がないので、借りれない状況だという、残念なところですよというお話なんです。よく、千里丘の方などはそちらを利用されますので、広域連携をとっていただいたらどうかというふうに提案させていただきかなと思うんです。実は、吹田市におきましては、大阪市と豊中市と全ての図書館じゃないですけども、連携とっておられます。八尾の市民図書館を見てみたら、南河内の6市、大阪狭山市、河内長野市、富田林市、羽曳野市、藤井寺市、松原市と広域連携をとっておられるんですね。そんな意味で、摂津市におきましては、茨木市、高槻市、吹田市、別府のほうに行きますと大阪市と隣接しておりますけども、そういった広域連携をとれないかなというふうに思います。考えをお聞かせいただきたいなと思います。

○安藤薫委員長 図書館運営関係について、柳瀬課長。

○柳瀬生涯学習課長 では、私のほうから図書館の広域連携についてのご答弁させていただきます。

図書館の広域連携につきましてですが、各地域、市の境界にお住まいの方につきましてはの行政サービスですけども、当然、各市には図書館があります。その図書館まで行ってほしいということですが、その行政の境界にお住まいの方につきましては、隣接する市の図書館のほうに近い場

合というのが結構ございます。つまり生活圏内に他市の図書館がある場合ですね。そういった方につきましては、その当該市の行政施設よりも他市の行政施設のほうが近い。そちらのほうが便利、利用できるというご意見はもっともでございますし、また大阪府下におきましては、そのような考えから、近隣市における図書館の相互利用につきましては、何点か実績がございまして、委員ご指摘のように、吹田市におきましては、隣接する豊中市及び大阪市と広域利用されてるということ聞いております。

実は、委員からご提案がございました吹田市立千里丘図書館におきましては、平成25年1月9日開館ということで、非常に新しく、またその利用につきましてよく考えられておりまして、非常に便利で利用しやすい。少しこじんまりしますが、利用しやすい図書館というふうに聞いております。

実は、現在、吹田市立千里丘図書館と摂津市民図書館の広域利用につきまして、現在協議中でございます。運用の方法や相互利用の内容など、条件等につきまして、2市の間で合意がつき次第、協定を結びまして、広域利用をさせていただけるのではないかと考えておりまして、現在その条件について協議をさせていただいてるところでございます。

ただ、図書行政におきましては、図書館法におきまして、いわゆる対価をとってはならない、無償ということになりますので、他市の方が利用される場合におきまして、その費用負担は、その当該市になるということから広域利用する2市間におきましては、ある程度、その行政サービスが対等になるような形での協定が必要になるかと思っております。一方的に使われるのでは、均衡の問題があります

ので、そういった形で、こういった条件で、お互い納得できるかというところが合意のポイントかと考えております。

なるべく早急に吹田市立千里丘図書館と協定が結べますよう、協議を続けてまいりますので、今後ともよろしく願います。

以上です。

○安藤薫委員長 南野委員。

○南野直司委員 図書館の広域連携ということで、第一歩ですよ。どうか実施できるように。いろんなハードルはあると思いますが、努力していただきますように、よろしく願います。

また、そこからも広げていただいて、大阪市あるいは高槻市、茨木市とか、いろいろ進めていただけたらいいのかなというふうに思いますので、これは要望としておきます。

一つ観点は違いますが、今度、吹田公舎跡地をグラウンドとして吹田市に建設いただいて、今度、摂津市でいただくという形になります。いろいろハードルはあると思いますが、ほぼ吹田市に近いですし、吹田市の方も利用しても、これは僕の考えですけど、広域連携でいいんじゃないかなというふうな考えはあります。また考えはこれも違いますが、消防も広域の運用も始まりますし、環境行政も茨木市と締結をしていくような方向で今動いてますけども、そういった意味で摂津市にない施設をうまく広域で有効利用、さまざまな観点からやっていただけるように、これは要望とさせていただきますので、よろしく願います。以上です。

○安藤薫委員長 ほかがございせんか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時45分 休憩)

(午後1時47分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第18号及び議案第19号の審査を行います。

本2件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

何かございますか。

嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 それでは、この2件につきましてお聞かせいただきたいと思えます。

これ再指定ということになるのかなと思えますけれども、それはこの議案が本会議で通ってから再指定されるのかなと思えますが、ただ、この議案2件を上程されるに当たりまして、その団体といろいろヒアリングされているのかなというふうに思うんです。事務的なところだけなのか、あるいは今指定管理者として、しっかりとその当初思っていた業務をこなしていただいているのかということも把握するという意味でもヒアリングをされておられるのかなと思うんですけれども、一度そのあたりのことについてお聞かせをいただきたいと思えます。

○安藤薫委員長 木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、私のほうからご答弁申し上げます。

もともと平成26年度から5年間ということで一旦指定をさせていただきました。再指定に当たって、両施設のほうが指定管理にふさわしいかどうかということにつきましては、今回この話が持ち上がってから社会福祉事業団とお話をさせてもらっております。1月になってからでございますけれども、ヒアリングをさせていただきました。第1児童センター、それから児童発達支援センターともに平成26年度と同様の取り組み、そして事業団から提案のあった内容についてしっ

かりと守っていく。また職員についても、これまでどおりの体制を十分に整えていくという内容のことについて確認をいたしておりますため、再指定を議案として上げさせてもらうものでございます。以上でございます。

○安藤薫委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 まず議案第19号の市立児童発達支援センターにつきましては、誰でもいらっしゃいというような性質の施設ではないと思えますけれども、第1児童センターについては、ふとその前を通った子どもがおれば、気軽に寄るような空気というか、雰囲気が出ているのかといったことが非常に大事ではないのかなというふうに思えます。そういった視点から見ていったときに、果たしてそうしたら、今の第1児童センターがそうなっているのかなというところを、もう一度再指定される団体とお話をさせていただきたいというふうに思っております。

私は、これ市民の方から聞いたんですけれども、あの前を通って、この辺に第1児童センターがあるということで通ったんだけどわからなかったというようなお話もお聞かせいただきましたし、確かに我々は第1児童センターとわかっていきますからでございますけれども、わからなければ果たして入っていいのかどうかということについても、正直そういった空気感が出ていないんじゃないかなというように思えますので、ぜひそこら辺については、これは要望になりますけれども、お願いを申し上げたいと思えます。

○安藤薫委員長 ほかにございませんか。

よろしいですか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時51分 休憩)

(午後1時52分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第34号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、
質疑に入ります。

質疑のある方。

南野委員。

○南野直司委員 今回、トレーニングルームを廃止して、第2体育室ということで始まるということでありましてけれども、金額は載っていますけれども、この6000円とそれから1,000円ということで載っておりますけれども、こっちの施設専用の使用料、この基準となるものを、面積が狭いからなのかなというふうに思うんですけれども、その辺ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○安藤薫委員長 辻課長。

○辻文化スポーツ課長 金額に関するお問い合わせでございますけれども、鳥飼体育館の第2体育室でございますけれども、もともと第2体育室というものが味生体育館にもう既にございます。ただ、味生体育館につきましては、鳥飼体育館よりも面積が広うございますので、その面積按分、およそ味生体育館の第2体育室が134.4平米、それから鳥飼体育館の第2体育室が61.2平米ということで、およそ味生体育館の第2体育室の半分未満の平米数でございますので、その面積按分でこの料金を設定させていただいているところでございます。以上です。

○安藤薫委員長 南野委員。

○南野直司委員 ご答弁いただきまして、よくわかりました。ありがとうございます。

○安藤薫委員長 ほかにございますか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時54分 休憩)

(午後1時55分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第24号、議案第33号及び議案第38号の審査を行います。

補足説明を求めます。

登阪次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 それでは、議案第24号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例制定の件につきまして、補足説明させていただきます。

なお、議案参考資料1ページから11ページもあわせてご参照願います。

条例施行規則の制定に当たりましては、保育料審議会、子ども・子育て会議におきまして、審議、検討をお願いし、ご意見を十分に尊重した上で提案させていただくものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、条例制定の趣旨でございます。

第2条は、用語の定義について規定しております。

第3条は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用者負担額について、政令で定める額を限度として規則で定めるとする規定でございます。

第4条は、保護者または扶養義務者からの利用者負担額の徴収について規定しております。

第5条は、利用者負担額の減免について規定しております。

第6条は、利用者負担額の不還付について規定しております。

第7条は、規則への委任規定でございます。

附則として、第1項は施行期日で、平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、本条例制定に伴い、幼稚園

条例において規定しておりました入園金及び保育料に係る第5条及び減免規定の第6条を削除するものでございます。

それでは、第3条、規則第2条で定めております利用者負担額につきまして、資料に基づきご説明させていただきます。

利用者負担額に関する国の政令がいまだ明示されていないため、現時点で国から示されている金額をベースに、現行の幼稚園保育料、保育所保育料の利用者負担額を基本とし、金額設定をしております。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用者負担額は、市町村民税額を基本とする応能負担となり、規則において、利用施設、利用形態により4つの区分に応じて定めております。

1ページをご覧ください。

資料1は、子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園、私立認定こども園の教育部分の利用者負担額でございます。

- ①は新制度の1号認定国基準額の年額
- ②は月額でございます。

国基準の幼稚園保育料の考え方は、全国の幼稚園保育料の平均額から現在の就園奨励費補助金分を減じた金額をベースに設定されています。

③は本市の平成27年度1号認定利用者負担額の年額。

- ④は月額でございます。

④表中にありますように、市内にある私立幼稚園の平成26年度利用者負担額の月平均額は、国基準月額を下回っております。国基準どおりとしますと、保護者負担が増大することになることから、これまでの保育料を考慮し、国基準同様、低所得者の負担を少なくするとともに、現行の保育料と大きな差が出ないように設定しております。

④表中の一番右の欄にありますように、国基準に対する割合は、66.7%から77.8%の間でそれぞれ設定しております。

なお、平成27年度に新制度に移行する市内の私立幼稚園はございません。

次に、2ページ、資料2をごらんください。

資料2は、公立幼稚園の利用者負担額でございますが、現在は保育料月額1万円、入園料7,000円とし、所得状況により減免措置を行っております。

⑤が平成26年度利用者負担額の年額。

⑥が月額でございます。

⑦は、平成27年度の本市の公立幼稚園利用者負担額の年額。

⑧は月額でございます。

公立幼稚園利用者につきましても子ども・子育て支援制度では、1号認定となりますが、先ほどご説明いたしました本市の私立幼稚園の利用者負担額を適用しますと第3階層以上は、現行の利用者負担額より大幅に増加することとなります。

そのようなことから⑧にありますように、第1階層から第2階層の全ては、1号認定と同額とし、第3階層以上につきましては、1万円の保育料に入園料7,000円を2年保育の24か月で除した290円を加えた額を月額とするなど、現行の保育料とほぼ同額といたします。

3ページをご覧ください。

⑨は平成27年度4歳児。

⑩は平成27年度5歳児の保育料でございます。

平成27年度5歳児につきましては、既に入園料を徴収しているため、第3階層から第5階層につきましては、入園料相当額、月額290円を差し引いた額を保育料として設定するものでございます。

4ページをご覧ください。

資料3は、保育所・認定こども園の保育部分、地域型保育事業の利用者負担額でございます。保育所等の利用者負担額は⑪にありますように、平成26年度は、所得税をベースに、年少扶養控除等を適用して所得税額を再計算し、階層を決定しておりましたが、⑫のように平成27年度は年少扶養控除等を考慮した市町村民税をベースに階層を決定いたします。4月から8月は、前年度市町村民税、9月から3月は当該年度の市町村民税で保育料を算定することとなります。

利用者負担額につきましては、保育料審議会の審議を経て、国基準のおおむね70%で設定しております。

平成27年度の保育料につきましては、所得税額を市町村民税に置きかえた場合の階層を設定しており、月120時間以上勤務されている方を対象とした保育標準時間認定の11時間利用の利用者負担額は、現行保育所利用者負担額と同額でございます。月64時間以上、120時間未満勤務されている方を対象とした保育短時間認定の8時間利用の方の利用者負担額は標準時間認定の場合の98.3%で設定しております。

以上、議案第24号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第33号、摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

なお、議案参考資料（条例関係）38ページの摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例新旧対照表もあわせてご参照願います。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、

子ども・子育て支援新制度による特定教育・保育施設の確認を受けた私立幼稚園における利用者負担額につきましては、市が定める金額を応能負担していただくため、本制度に基づく補助金交付の対象外となります。対象として残るのは、新制度に移行せず、引き続き私学助成を受ける私立幼稚園となります。これにより、本条例における私立幼稚園の定義を子ども・子育て支援法第27条1項の確認を受けていないものとするものでございます。

以上、議案第33号、摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第38号、摂津市保育所における保育に関する条例を廃止する条例制定の件につきまして、補足説明させていただきます。

保育所を利用できる基準につきましては、これまで児童福祉法の規定により、市町村は保護者の労働、又は疾病、その他政令で定める基準に従い、条例で定められておりました。しかし、児童福祉法の改正及び子ども・子育て支援法の制定により、保育所を利用できる基準が子ども・子育て支援法施行規則で明記されたため、本条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、本条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第38号、摂津市保育所における保育に関する条例を廃止する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○安藤薫委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 今、登阪部長から改めてご説明いただきまして、よく内容はわかったんですけども、今までは、保育所、保育園というのは、その福祉という観点から応能負担になるといったことについては、ある種理解はしておりました。ただ、その幼稚園というものは福祉ではなくて、就学前の教育なんだという観点から応益負担ということで今までできていたんじゃないかなというふうに思います。ただ、今回の子ども・子育て支援新制度の中を見ておきますと、応能負担という考えになっていますよね。結果として、お配りいただいた資料2になるわけですけども、それぞれのご家庭のですね、幼稚園の場合ですよ、それぞれのご家庭の所得の状況によってお支払いいただく授業料になるんですかね。要はその費用が、幅が従来よりふえているなというふうに思います。これは確かにお支払いして、その能力があるところに払っていただくという観点からするとそうなるかもしれませんが、しかしそういう教育という観点からすると、若干私は違うほうにいつてしまっているのかなというふうにも思います。こういったところがあるから、市内の私立の幼稚園は従来の制度の中にとどまっているんじゃないかなというふうに思いますが、そのあたりの教育委員会としてのご見解を少しお聞かせいただきたいと思います。

○安藤薫委員長 小林部参事。

○小林次世代育成部参事 幼稚園の保育料といたしますか、考え方でございますけれども、確かに今年に入りまして国のほうから幼児教育の無償化といった考え方が出てまいりまして、私どもも当初考えておりました一番低い金額の設定のところも当初9,000円程度を考えていたものが月額3,000円程度というふう

に示されまして、改めてこういった金額を設定させていただいたところでございます。国のほうでは、より低所得の方に手厚いといいますか、金額を抑えて、また2人目半額、3人目無償といった、考え方のもとで取り組みを進めてられているところですよ。確かに委員おっしゃいますように、低い方と高い方との幅ができるというような現状はあろうかとは思いますが、将来的に幼児教育の無償化という部分も国のほうではおっしゃっている部分がありますので、その差については、今後また国のほうで考えていけるのかなと思います。

あと、私立幼稚園さんが今回の新制度に移行されておられませんが、幼稚園については、9月、10月ぐらいに新園児さんを募集されます。その折に、やはりこの制度自体が今まで、今もそうなんですけれども、最終的な国のほうの予算が確定していないという中で公定価格や利用者負担額など未確定な部分もありました。9月、10月の時点では、まだ不透明な部分が多かったということで、従来どおりの私学助成を受けての幼稚園の運営を選択されて、保護者の方にも混乱なく説明したいといった意向もあって、こちらのほうには移行されていないものと考えております。次年度以降は、今回の新制度のスタートが軌道に乗りまして、一定判断の基準もまた変わってくるかなと思います。

○安藤薫委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 改めて課長、ご説明いただきましてわかりました。要は就学前の無償化ということを見据えての過渡的な流れなんだということですので理解したらいいということですよ。保護者からすると、うがった見方をすると、こんな差ができるのかということについても一定

不満を持っておられる方がおられるかもしれないので、ぜひそこはしっかりとご説明いただきたいなというふうに思いますし、私立の幼稚園も、なるほど確かに、ことしの9月、10月のその募集のときにどうするかわからないというお話がございました。しっかりとご説明をいただいて、混乱のないようにということをお願い申し上げたい。終わらせていただきます。

○安藤薫委員長 東委員。

○東久美子委員 議案第24号は、利用者負担額に関する条例ということを理解しておりますが、お尋ねしたいのは、この参考資料の3ページになるんですけれども、母子世帯等となっていますよね。母子世帯ということなんですけれども、この言葉というのは、検討の余地がある言葉なんですか。どういう意味かといいますと、父子家庭、ここの中にきちんと説明されていますよね。父子家庭も指していますよね。含んでますという説明がきちんとあるんですが、この表記されるときに、母子ということを出てますと、支援の対象、もちろん理解は皆さんされていると思うんですが、この言葉だけで捉えるとね、今、私の考えているのは、父子家庭もふえているし、それから何か母子家庭で女の人が社会的になかなか賃金が低いという実態があったりとかということは事実ではあるんですが、なかなか社会状況が厳しいですから、男の方も同じようなことになっていると思うんです。子どもの側で見ると、母子家庭というのは割とオープンというのか、聞きなれた言葉なんですけど、父子家庭というのもなかなかまだ広まっていない言葉と思うので、この言葉についてなんです、私は。もし検討できるものであれば、ひとり親家庭とか、また違った形のイメー

ジできる言葉があればと。それがやはり基本的なところの支援の対象とか、支援はどのようなものであるかというときに、きちんと説明は書かれてあるんですが、説明を備考で書かなければ捉えられないというのもなかなか課題が多いかなと思いますので、これは検討で結構です。だから、なぜこういう質問をしたかといいますと、私の代表質問のときに障害者のことだというふうな質問をしたときに、障害の「害」が平仮名を使っていたんですが、ここは漢字なんですね。そのことを聞きましたら、これは国の基準と。府の基準とかいろいろありますよね。基準ね、言葉のね。ということで、それで国の基準なんですねということで漢字にした経過があるんですけれども。だからこの母子世帯というのも基準があって、この言葉ということであれば、またお聞かせいただいたら。また検討の余地があるのであれば、ひとり親家庭とか、世帯とか、支援の基本になるところかなと思いますので、そのところをお答えいただけたら、済みません。

○安藤薫委員長 小林部参事。

○小林次世代育成部参事 委員おっしゃっていますように、ここの母子世帯等という表現は国のほうの表現を引用といいますか、同じように使わせていただいております。この備考の中で母子世帯、父子世帯、あと次のページにありますけれども、身体障害者福祉法の手帳を受けてられる者がおられる世帯といったことも対象になりますので、そういったところを全体的に含めて、母子世帯等という表現でさせていただきます。

○安藤薫委員長 よろしいですか。

ほかございますか。

以上で、質疑を終わります。

続いて、議案第28号及び議案第35

号の審査を行います。

補足説明を求めます。

登阪次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 それでは、議案第28号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

なお、議案参考資料（条例関係）18ページの摂津市附属機関に関する条例新旧対照表、19ページの特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表もあわせてご参照願います。

次世代育成支援対策推進法の改正により、平成26年度までの次世代育成支援行動計画につきましては、平成27年度以降の策定が任意化されました。本市におきましては、現在策定中の子ども・子育て支援事業計画を次世代育成支援行動計画の後継計画として位置づけ、その施策の調査、審議につきましても子ども・子育て会議が担うことといたします。

したがいまして、別表第1項の表から摂津市次世代育成支援行動計画推進協議会の項を削るものでございます。

また、平成28年4月に正雀保育所の民営化に向け、摂津市保育所民営化事業者選定委員会を附属機関として設置するものでございます。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、本条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、本条例制定に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表から次世代育成支援行動計画推進協議会委員の項を削り、保育所民営化事業者選定委員会委員日額6,900円の項を加えるものでございます。

以上、議案第28号、摂津市附属機関

に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第35号、摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明させていただきます。

なお、議案参考資料（条例関係）42ページの摂津市立保育所条例新旧対照表もあわせてご参照願います。

今回の条例改正は、正雀保育所を民営化することにより、条例第2条の表から正雀保育所の項を削るものでございます。

附則といたしまして、本条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

今後、摂津市立保育所民営化事業者選定委員会を立ち上げ、正雀保育所民営化に向けた取り組みを進めるため、本定例会に本条例を提案させていただきました。

以上、議案第35号、摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○安藤薫委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○安藤薫委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午後2時18分 休憩）

（午後2時21分 再開）

○安藤薫委員長 再開します。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○安藤薫委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定

しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第33号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第34号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第35号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第38号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後2時23分 休憩)

(午後2時24分 再開)

○安藤薫委員長 それでは、再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について、協議をいたします。

平成27年度の委員会行政視察について、実施することについてのご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。まず実施するかどうかということですよ。

そうしましたら、委員会行政視察を実施するという事に異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、視察事項、視察先、そして視察日程等について、ご協議をいただきたいと思いますが、目的であるとか、ここに行きたいという視察先の要望等がございましたら、この際、この場所を出していただけたらと思いますが、何かございませうでしょうか。

嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 どの自治体でされて

いるのかというのは、全くわからない段階でお話しさせていただくんですけども、予算の中で大澤委員もおっしゃっておられた、例えば学習障害、発達障害の児童・生徒に対する取り組みで少し先進的なところがあれば、一度私は学びたいなというふうに思っていますし、あるいはそこで、以前から申し上げていることなんですけれども、例えば素読であるとか、声に出していろいろな文章を読んだりとかいうような取り組みもまたされているところがあれば、ぜひ伺いたいなというふうに思っています。

○安藤薫委員長 ありがとうございます。

ほかにありましたら。

東委員。

○東久美子委員 地域で学力向上を支えているという地域がある。それは和歌山だったと思うんですが、もしかしたら間違っているかもしれませんが、子どもたちが放課後、摂津市にも昔あったと聞いていますので、だからそういうふうな地域で学力保障をしていくというふうなところがあれば。

○安藤薫委員長 和歌山のほうですか。

東委員。

○東久美子委員 でも、ちょっと調べたんですが、わからなかったんですが。

○安藤薫委員長 南野委員。

○南野直司委員 防災教育に力を入れて取り組んでおられるところであったり、もう1点は、先ほどご質問に出ていましたけれども、不登校の問題が非常に大きい問題であるのかなというふうに思います。こういう不登校の問題、学校の先生とか、そういうソーシャルワーカーであったり取り組んでいただいていると思いますが、地域の例えば民生児童委員さん、それから青少年指導員さん、自治会さんとか、何か地域と一緒に不

登校に取り組んでおられるようなところ、ちょっと聞いたことあるんですが、済みません、どこかはあれなんですけれども、そういったことで事例みたいな挙げておられるようなところ、効果といいますか、あればちょっと勉強しに行きたいなと思うんですが。以上です。

○安藤薫委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 私もきょうの質問で、思った以上不登校の数が多いので、その不登校対策に対する先進市の実施をしているところに行きたいなと思うんです。全部つながっていると思うんです。不登校になる理由というのは、やっぱりなかなか学校の学力についていけないという理由も一つだと思うから、学力を上げるための地域の取り組みとかやっているところとか、あと発達障害、今、嶋野委員が言われた発達障害なんかでも、その不登校の一つの原因になっている可能性もありますからね。ただ、発達障害は幼稚園のときから検査なんかしてわかっているところに関しては大阪市内でも先進の保育施設か、幼稚園か、貝塚にあるんですけれども、そこなんか視察に行ったことがあるんですけれども、ものすごいいろんな教育の取り組みをされていました。全部つながっているんで、どれをとってもいいのかなと思うんですけれども、今おっしゃったあたりになるのかなと思いますけれども。

○安藤薫委員長 せっかくですから、私も発言させていただいてもよろしいでしょうか。

私は、今度教育委員会制度も変わってくるということで、市長部局と教育委員会のそれぞれの役割というのが問われてくる中で、教育委員会の質の向上であったり、教育委員会の独自性であったり、今までの根本的な原則というのは変わら

ないまでも、やっぱり今までのとおりではいけないだろうということで、教育委員会の活動そのもの、また教育プラン等を独自に努力して頑張っておられるというようなところを一度見てみたいなと思っていて、茨城県的美浦村ですかね。生涯学習、社会教育全体の中で、学校教育だけじゃなくて、人生全体、0歳から90歳までの社会力育てということでの取り組みをやっておられるということで、ちょっと興味がありまして、こんなところへ行ってみたいなというのを私個人的には思っております。

それぞれ皆さん目的意識、課題等を出していただいて、大体同じ方向性にはあるのかなとは思いますが、ただ、きょう、ちょっと具体的な視察先、自治体名というのは上がっておりませんので、きょうちょっと決定していくということは時間上も難しいと思いますから、本会議最終日において、常任委員会の所管事項に関する調査、事務調査について閉会中に調査することが諮られますので、本委員会の所管事項の中で学校教育行政について、社会教育行政について、児童福祉行政についてを平成27年度末までに閉会中に調査することにするとということでまとめさせていただいて、随時具体的な提案を出していただきながら、ただ、時間との関係、相手先との関係もございますので、できるだけ早く、きょうの皆さんのご意見をできるだけ反映できるような形で一度また検討、また相談をさせてもらいながら決定していきたいと思いますが、そういったやり方、進め方でご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 また皆さんから具体的な、ここにあるという先進地等ご紹介いただいて、また事務局のほうとも相談し

ながら決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたします。

それでは、次回開催時は、視察項目、候補地、複数の希望日等提案いただきますよう検討をお願いして、本委員会を閉会したいと思います。

ご苦労さまでございました。

(午後2時32分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 安藤 薫

文教常任委員 東 久美子